

衆議院 科学技術委員会 議 録 第 十 二 号

昭和六十一年四月二十四日(木曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 大久保直彦君

理事 小宮山重四郎君 理事 塚原 俊平君

理事 平沼 超夫君 理事 与謝野 馨君

理事 小澤 克介君 理事 関 晴正君

理事 矢追 秀彦君

有馬 元治君 櫻内 義雄君

若林 正俊君 五十嵐広三君

村山 喜一君 八木 昇君

安井 吉典君 遠藤 和良君

小川 泰君 山原健二郎君

出席國務大臣

國務大臣 河野 洋平君

(科学技術庁長官)

出席政府委員

科学技術庁長官 矢橋 有彦君

官房長 中村 守孝君

科学技術庁原子力局長 辻 栄一君

科学技術庁原子力安全局長 堀田 俊彦君

科学技術庁原子力安全局次長

委員外の出席者

科学技術庁長官 松井 隆君

官房審議官 結城 章夫君

科学技術庁原子力政策課長 石田 寛人君

企画官 堀内 純夫君

科学技術庁原子力安全課長

科学技術庁原子力安全局原子力安全課長

科学技術庁原子力安全局防災課 千々谷眞人君

科学技術庁原子力安全局原子力施設課長 岡崎 俊雄君

科学技術庁原子力安全局原子力施設課室長 吉村佐一郎君

科学技術庁原子力安全局核燃料規制課長 穂波 穂君

科学技術庁原子力安全局核燃料規制課室長 関野 弘幹君

資源エネルギー庁公益事業部開発課長 林 政義君

(動力炉・核燃料開発事業団理事)

参 考 植松 邦彦君

参 考 渡辺 昌介君

参 考 北村 正哉君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 野澤 清志君

参 考 石橋 忠雄君

参 考 高木仁三郎君

参 考 中島篤之助君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

参 考 工藤 成一君

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。安井吉典君。

○安井委員 九時半に招集があったので、私どももここにずっと座っていたのですが、委員長から何ら連絡がありませんでした。そのことだけちょっと申し上げておきます。

エネルギー庁をお呼びをしておりますので、また、前回おいでをいたたいて質問をしなかつた経過もございまして、エネルギー問題からまずお尋ねをしたいと思います。

問題が大きいので、一点に絞りますが、最近のエネルギー状況は、省エネや成長の鈍化というようなことで電力需要が伸び悩み、供給不足が一つあります。円高と石油供給不足が緩和しつつあるという状況もあります。とりわけ私は原子力発電所の問題についてお聞きしたいのですが、天然ウランの需給条件がかなり緩和をされている見通しがあります。原料の確保も割合に容易になってきているし、価格も下がっている一方という状況があります。その反面、再処理価格やプルトニウム燃料加工費が非常に上がってきている、価格騰貴の問題があります。とりわけ今後の大きな課題になっている高速増殖炉の実用化が非常に遅れている。建設費が高くなつて、アメリカなどはやめたのです。『もんじゅ』でも、四千万円の計画が五千九百億円に上がるし、コストは一キロワット当たり二百万円、軽水炉の実に六倍というふうな数字が出ていて聞いております。

ですから、エネルギーの全体計画の中で特に原発の計画について、今申し上げましたようないろいろな事情の中から変更というか、それが必要ではないのかということ。それから再処理の問題であります。プルトニウムの需要がそれほど急がれないということですね。つまり、高速増殖炉のおくれがあるものですから、そう急がれないわけ

です。そのことについて計画をもう少し見直すという必要はないのか、再処理についてはそう急ぐような状況にはないのではないかと、そういうことを伺います。

○関野説明員 今後の原子力の開発をどういうふうに進めていくかという点でございますが、これにつきましては、私も昭和五十八年十一月に電気事業審議会需給部会中間報告というものをいただいております。これによりまして、昭和七十年には原子力の設備を四千八百万キロワットまで拡大することになっております。現在の原子力は二千四百五十二万キロワットでございますので、七十年までかなりの拡大を計画しているわけでございます。

原子力につきましては、発電コストで見ますと、通産省が昨年十月に発表いたしました六十年で速開したベースの発電原価の試算で計算してみても、他の電源に比べて経済的に優位であるというふうにも考えております。また原子力につきましては、供給の安定性にもすぐれているということから、私も今後の石油代替電源の中核として今後とも積極的に開発していくべきものというふうにも考えているわけでございます。

原子力の発電コストにつきましては、放射性廃棄物の最終処分費等を踏まえると今後上昇することになるのではないかとこの御指摘がございましたが、原子力につきましては、原子力の発電原価に占めますウエートが最も大きいのは資本費でございます。七五％程度はこの資本費によるわけでございます。したがって、原子力発電が今後とも経済性を優位に持つていくということが最も重要な課題であるというふうにも考えております。具体的な方策といたしましては、標準化を拡大する、あるいは標準化を徹底していく、設計を合理化していく、建設工期を短縮していく等によりまして相当程度の建設費の低減が期待できるわけでございますが、このようなことを踏まえまして、今後とも石油代替電源の中核として原子

力発電の開発を進めていきたいというふうに私も考えておる次第でございます。

○安井委員 ちよつと質問の趣旨と外れているのですが、御担当でなかったのかな。私が聞きたかったのは、プルトリウムをつくるための再処理なんです。しかし高速増殖炉の方の仕事がうまくいっているわけですから、それほど原料プルトリウムを急がないのじゃないか。それはプルトリウムという行き方もありますけれども、その点を特に伺いたかったのですが、その辺は担当ではないかな。それじゃ、むしろ科学技術庁かもしれませんね。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。高速増殖炉の開発につきましては、先生御指摘のように世界的にも若干おくれをいたしております。我が国の高速増殖炉開発計画も、当初のスケジュールからいましておくれを見せておるわけでございます。

この実用化時期については、いろいろな考え方がございまして、原子力委員会の現行の長期計画では二〇一〇年ごろから本格的に実用化されるだろうというところでございまして、現在の情勢からいうと、これが若干さらに先におくれるのじゃないかという見解があるというところは事実でございます。しかしながらプルトリウムの利用というのは、究極的には高速増殖炉で利用し、装荷した燃料以上に新しい燃料を生み出すということで、天然ウランの有効な燃料としてほとんど使うということが究極の目的ではございますが、我が国のようにエネルギー資源の少ない国におきましては、高速増殖炉の実用化ということを持つてもなく、利用できるエネルギー資源というものを活用していくということが重要な問題でございます。

それはもちろん経済性を無視してやるというわけではないわけでございまして、プルトリウムを利用する、いわゆる再処理をして再利用するもの、また再処理しないで使用済み燃料をそのまま捨ててしまうというときのコスト比較等、いろいろ国際的にもなされております。一番国際的な数字といたしましては、OECDの原子力関係の

機関でございますNEAで試算した例等もございまして、それでございますと、燃料のコストが現段階の数値ではじきますと、割程度再処理しない方がよいという数字も出ておりますが、一割という数字は、原子力発電コストに占める燃料コストが三〇％ということを考えて、たかだか四

％程度の差でございます。長期的なエネルギー資源、これは石炭、石油、天然ウラン、一時的な現在の価格のみならず長期的な展望を持ちますと、こういった有効に利用できるエネルギー資源としてのプルトリウムの利用は、我が国のようなエネルギー資源の少ない国においてはやっていくべきであるし、それから、そのプルトリウムの利用ということも一朝一夕にできるものではないというところでございまして、そのためにはやはり着

実な技術開発とコマシーナルベースの規模における実際の利用というものの積み重ねの上にこういう技術が確立され、またコストの低減が図られるということになっていくわけでございまして、今の段階でコスト高だからこれを見限るといふことはなくて、我々は長期的な展望に立つて、資源小国としての我が国としてはプルトリウムの利用を積極的に活用していくべきではないか。そういう意味で、軽水炉におけるプルトリウムの利用ということにつきましても積極的に考えてまいりたい、そのように今計画をいたしておるところでございます。

○安井委員 エネルギー計画全体の問題、あるいはプルトリウムの貯蔵がどんなような状況で、これから再処理がどう進むか等の問題については、また次の機会にいたしたいと思います。通産省、結構です。ひとつ時間を十分とつて、コストの問題やその他議論しなければならぬ課題が随分あるように思うわけであります。

そこで、今度のこの法案に関連して資料をお出しただきたいと思うのですが、これはそう難しい資料ではありません。この法律は、青森県六ヶ所村にできる施設のための法律と言ってもいい

らしいであります。その内容を資料としてお出しをいただきたいと思います。六ヶ所村における今度計画されている全体的な計画の内容を、十分わかりやすく書いていただきたいと思います。

関委員は一番御承知なんですけれども、我々の方にはそういう資料を科学技術庁から一度ももらっておりません。それから、それには特になぜ六ヶ所村が適地なのかということも明確にお記しをいただきたいと思います。それから、この法律の主人公になるべき日本原燃サービスク株式会社、日本原燃産業株式会社、これの具体的な説明の資料も、これが一番大事な問題であるにもかかわらず、何ら私どもの手元には来ていないのであります。この両会社の設立趣意書とか目論見書とか定款、出資金、出資の状況、有価証券報告書、役員名簿、役員がどういう出身の人で占められているのか、その他両会社の全貌がわかるような資料をぜひお出しをいただきたいと思います。委員長、よろしくお願いします。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。六ヶ所村において計画されております原燃産業並びに原燃サービスクの計画につきましては、私どもの承知している範囲内の資料として取りまとめて先生の方にお届けさせていただきます。と申す。(安井委員「先生の方じゃない、委員会に」と呼ぶ)原燃産業並びに原燃サービスク会社に関する資料につきましては、それぞれ民間の会社でございます。したがって、私も今は特に法律に基づいてそういった資料の提出を求めているわけでもございませんので、会社の方に先生の御意向をお伝えすることになります。

○安井委員 それと、会社と知事との協定書もあわせてお願いをしておきます。これは私が要求するのじゃない、委員会としてお願いをしたいということ、私は、私は委員長に言っているのですから。○大久保委員長 よろしいですか。今安井委員の御発言の範囲内の資料は、よろしいですね。○中村(守)政府委員 お答えいたします。私どもとして承知している範囲で計画の内容等

わけでございますけれども、これにつきましてこの法律によりまして所要の額の保険を強制的につける、そしてその保険料は廃棄を委託する者がその廃棄物の中において当然負担するわけでございますから、こういった経費面の負担も発生者が負うということになっておるわけでございます。今度の原賠法の改正は、地元住民との関係において、地元住民が廃棄業者だけを相手にすれば損害賠償を受けられるという、地元住民のための便宜を図った趣旨の改正でございます。なおこの場合に、原賠法では地元住民に対しては損害賠償の責任を廃棄業者が負いますけれども、その後の求償をすることもできるわけでございます。もし故意に原子力事業者がそういった悪い廃棄物を渡したということであれば、当然これは廃棄業者から発生者に対して求償が行われるという形になるわけでございます。

○安井委員 余りたくさんあるケースではないにしても、廃棄物を発生した原子力発電所側で、例えばローレベルの廃棄物のドラム缶とTRUの廃棄物のドラム缶を間違えて送ってしまったとか表示を間違えたとか、そういうようなことは、何か貯蔵期間が三百年ですから、三百年間のうちに一度もないとは言えないと私は思います。ですから、そういう場合でもそれが大きな事故になった場合には、私はそういうことをやったら発電所側が刑事責任まで負わなければいかぬという場合もあり得ると思うのです。あなたは一応廃棄業者からこっちは求償権が起きると言いましたけれども、刑事責任を転嫁できますか。あくまでその辺は発生者というものの責任を明確にしておかないと、安易な、後は野となれ山となれ、こういうふうな仕組みになるおそれがある。どうですか。

○辻政府委員 ただいまの先生の御設定の件で、間違えて不法なものを廃棄業者に渡したという例になりますと、これは明らかに原子炉等規制法三十五条の規定の違反になるということになるかと思ひます。

○安井委員 その辺が、例えばTRU廃棄物など

は中に何が入ってどれくらいのものがあるか、わからないのですよ。しかもこれは、ことしやつて来年事故が起きるなどというようになる問題ではないわけですよ。それこそ百年か三百年か後にこういうものが起きる可能性があるわけですからね。ですから、先のことはどうでもいいんだというふうな、これは後でまた触れまされども、安易な考え方であつた方がいいんじゃないかと思ひますし、やはり発生者が最後まで責任を負うという原則を貫く、そういう精神を忘れては私はいかぬと思うのです。この点を強くひと言っておきたいと思ひます。

○辻政府委員 私ども決して安易に考えておるわけではございませんで、そのようにTRU廃棄物を一般の低レベル廃棄物だというふうに通えまして廃棄業者に移した場合は、先ほど申し上げましたように原子炉等規制法の三十五条で原子炉設置者の責務でございますので、それはこの規定の違反になるわけでございます。

そして、この原子炉等規制法はそれだけではございまして、その前から保安のために講ずべき措置ということ、廃棄物の製作のやり方であるとか、そういうものにつきまして保安規定を設けてきちつとやるように規定しておるわけでございますし、それに関しまして検査等を行つてやるわけでございます。さらに、これを廃棄業者に移す場合には廃棄業者の方でもこれを確認するという規定があるわけでございますから、その点は一般の産業廃棄物よりはるかに厳しい規制を行つて、御指摘のような事故が万々一にも起こらないような体制を整えておるわけでございます。

○安井委員 動燃の「常陽」や「もんじゅ」からいろいろな廃棄物が出るし、あるいは再処理工場からも出るし、ウラン濃縮工場からも出る。それから日本原電、電発からも出る。それから原子力研究所からも出る。大学その他の研究所からも出る。そういう廃棄物のいろいろな種類がありますね。これと今度のこの間うちからの説明の六ヶ所村の施設とのかかわりはどうなんですか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

六ヶ所村で現在準備を進めております低レベル廃棄物の最終貯蔵につきましては、これはいわば原子力発電所を有します電気事業者の共同事業的なものでございまして、原子力発電所から出るものを取り扱う、こういうぐあいに理解いたしております。

○安井委員 そういたしますと、動燃の関係とか原電とか電発、原子力研究所やその他の研究施設、これの分は。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

それらのものにつきまして現在集約的にどこかにまとめて処分しようという計画は、まだ具体化いたしておりません。

○安井委員 何だ。わからないですね。それはどこへ持っていくのですか、それじゃ。どうするのですか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

現在のところ、それぞれの事業所内において十分安全に保管されておるわけでございます。そういうものをまとめていくというようにすることにつきましては、それぞれの事業者、例えば燃料加工事業者であれば燃料加工事業者としてそういうことをどうするかということもこれから御検討になるでしょうし、原研にしろ動燃にしろ今のそれぞれの事業の中でその計画を考へておるということまでございまして、そういう意味で具体的に今国がまとめて例えどこかにやるとか、そういうことまでは考へておりません。

○安井委員 何だかおかしいですね、この計画は。

○辻政府委員 補足いたしますと、現行の規制法では、私先ほど原子炉設置者については三十五条の規定を援用いたしましたけれども、再処理事業のほうについては四十八条、それから加工事業者あるいは使用者に対しては三十五条と同等の規定がございまして、廃棄物については、事業所内で保管する場合には総理府令の定めるところにより厳重な管理を行うという規制がかつて安全規制

をやつているところでございます。これの最終処分をどうするかの問題は、ただいま原子力局長が申し上げましたように、今後の政策課題であるというふうにして思つております。

○安井委員 私どもは、幌延に低レベル廃棄物やTRU廃棄物の貯蔵施設、処分もそこで考えていくんだというふうな話を聞いておるわけでありまして、そんなものはないのですか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

動燃事業団では、東海村の再処理工場から出ます高レベル廃棄物、あるいはTRU等も含めまして低レベルの廃棄物、こういったものが今後の展望を考へますと手狭な東海村の事業所内にはなかなか置いておけない、新たなそういう保管場所を海道の幌延を一つの候補地としていろいろ調査もさせていたおるといふ状況にございまして、幌延におきましては、いわゆる最終処分ということではございませんで、この法案で申しますと事業を二つに分けてございまして、後のほうの、要するに最終処分に至るまでの間の管理という形で計画をしておるといふことでございます。

○安井委員 何で最初から答えないので、それを最初から私は全体についてのお答えを頼んでおるのに、六ヶ所村のことだけで、あとは適当にやりますというふうなお答えでしよう。こつちから幌延はどうかと聞いたらそういう答えが出てきたのです。

日本原子力発電だとか電源開発の方はどうなんですか。あるいは原研もそういうのが随分出ますよね。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

原子力発電会社から出るものにつきましては、これは九電力と一体の会社でございまして、その発電所から出るものも六ヶ所村に集められることになるのではないかと思つております。原子力研究所のものにつきましては、当面事業所内の保管ということ、具体的にどこか別な場所にと

先ほどの先生の御質問に対して、私が何かはぐらかしたようなお答えをしたというような御質問がございましたが、御質問が六ヶ所村に考えているようないわゆる最終処分貯蔵場、そういったものというところでお答えをいたしましたので、お答えが十分でなかった点についてはおわびいたします。

○安井委員 ですから、原燃は電事連関係のものだけなんです。その点、もう一度伺います。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

現在のところ、私もそのように承知いたしております。

○安井委員 ですから、電事連関係が終わったそれだけでいいのです。国内には、ほかにも放射能を帯びたいろいろなものが出るわけですから、原子力委員会なり原子力安全委員会は、その全体的な統括をしなければいかぬわけでしょう。科学技術庁もそれではいかぬわけでしょう。それをばらばらにするような、そんな言い方はだめですよ。それじゃひとつ、今考えられる限りの放射性廃棄物の発生源、それをどこにどう処理するのか、まだ検討中なら検討中でいいですよ、これは幌延にやるとかこれは六ヶ所にやるとか、そういうリストを出してください。そうすれば一目でわかります。あなたのようにときどき小さくちよびつと出して、後で突っ込まれたらまた言うというような、そんなのじゃだめです。全体像を出してください。ひとつお願いしますよ。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

お答えを出してはいるつもりはさらさらございません。電気事業者の原子力発電所から出るものにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、今具体的に計画の進行しているものとして下北の最終処分貯蔵場というのがございます。それから、海外に再処理委託しております使用済み燃料から発生いたしました廃棄物、これは委託先のBNFLあるいはCOGEMAのオプションではございますけれども、将来日本に返ってくる可能性はあるわけでございますので、これらのもの

のつきまちは、下北の方に再処理工場ができますが、そちらの方に持ってくる、そこで保管をするというぐあいに聞いております。その他の具体的なものについては、現在動燃事業団が、東海村の再処理工場から出ます高レベル廃棄物あるいはTRU等も含めた低レベル廃棄物を他の地区に貯蔵保管するというところで、具体的には幌延を一つの候補地として調査を進めさせている。それ以上のものは具体的にどこにやるということはございません。

あと、また後で御指摘を受けるわけじゃないんですけど念のため申し上げます、今申し上げておりますのはいわゆる核原料物質ないしは核燃料物質により汚染されたものというところでございまして、病院とかいろいろなところで使われているラジオアイソトープ、こういったものにつきましましては、日本アイソトープ協会という協会がございまして、そこが一手に引き受けて各地に今貯蔵保管してございまして。それから、原子力研究所がそういった全国的なものも受け入れておりますが、将来さらにその新しい貯蔵場所を確保するというところで、現在岩手県の方に調査を進め、計画を進めております。

○安井委員 原燃とか電発なんかはどうするか、肝心の問いに答えてないわけですよ。ですから、いろいろお答えになりましたのをひとつリストにしてください。私も頭が悪くて何回も小刻みに言われたってよくわからないから、今の発生源別の処理の方法、内容、それをリストにしてください。そのリストが出なければ審議は終わりますから。これははっきり言っておきます。

それから、動燃が廃棄事業者となるということも予想されているような話であります、そのために必要な法制上の措置は何ですか。

○中村(守)政府委員 動燃事業団が廃棄物につきまして東海村の再処理工場から出るようなものを今幌延を候補地として調査をさせていただいております、こう申し上げたわけでございますが、そういう立地が実現してそこにそういうものができる

ということになりますれば、新しい改正されますこの法案が成立した際には、廃棄事業者として動燃が幌延でそういうものを保管管理する、こういうことになるわけでございます。その場合、動燃事業団法のどの条項でやるのかということにつきましては、これは動燃事業団の再処理事業に伴って生じます廃棄物のいわば処理処分でございますので、「附帯する業務」ということで、現行の動燃事業団法の中で事業を行うということになります。

○安井委員 先ほど来費用負担のお話があったわけですが、この廃棄物の貯蔵あるいは処分というところまで行きますと、低レベル廃棄物でも三百年もかかるというわけですよ。そういう長期にわたる管理をきちっと義務づけておくことができるのかどうか、あるいはその負担をどうするのかという問題が私にはあるのではないかと思います。高レベルになったら、千年とか数千年というのですからね。三百年といたって、歴史をひっくり返せば、江戸時代に埋めたものを管理から解くか解かないかというのを今相談するような状況ですよ。果たしてそんなふうにあなた方いくと思っております。

残念ながら、私も含めて三百年後にここに人はだれもいないですよ。ですから、今の原燃というのも三百年後ちゃんとするのか。ちゃんとそれで管理できるような状況になるのか。動燃だって百年後にあるかどうか、これもわかりませんよ。社会党の案では何か早くなくならないうえに、いざにして、そういうふうな長期管理の可能性を一体どう考えているのか。それを我々の孫じゃない、何代後の子供にどういうふうな義務づける方向を考えているのか。あるいはまたもう一つは、その費用負担は三百年後にもかかるわけですよ。その費用負担は、これをつくったのは、発生者からいうと今の電源開発をやっている人たちが負担しなければいかぬわけですよ、そういう長期の負担をどうやって負担させるというつもりなのか、その辺ひとつ御説明ください。

○辻政府委員 低レベル廃棄物の廃棄事業者につきましましては、御指摘のように、この法律がずっと続く限り、この法律の規定によりまして当該廃棄物がいわゆる無拘束限界値、もうこれ以上放射性物質として特段扱いをする必要のないまでに管理を行うというのがこの埋設の事業でございます。その間の管理の方法につきましては、やはり放射能がだんだん減衰していくわけでございますから、その減衰の程度に応じまして順次管理は軽減されていくべしということ、その辺のところを今回の法律並びにそれに伴います政令及び総理府令において細かく決めていくという考え方でございます。

具体的に申し上げますれば、原子力安全委員会がこの方法についての報告書を昨年十月出していただいておりますので、当初まだレベルが十分に低くなっていない段階におきましては、コンクリートピットの中に、廃棄物を入れるコンクリートの建物でございまして、これについての維持義務をかける。それから、一定から以下になりますれば漸次管理を軽減してまいります。最終的には、廃棄物は立入禁止あるいはそれをまた掘り出してしまふということ禁止するだけにとどめる。さらにレベルが低くなりまして無拘束限界値以下になれば、もはや放射性廃棄物としての規制をする必要はなくなるわけでございますので、その段階において規制を解く、こういう考え方でございまして。

○安井委員 それをずっと三百年——三百年といつても、今から五十年後に入れたものはまたそれから三百年延びるわけですね。ですから、そういうものを可能にするようないうか、もつと言いかえまして、そういう三百年後にまで管理を義務づけるという法律が日本の法律の中でほかに何がありましたか。どうですか。

○辻政府委員 これは必ずしも廃棄に関するものだけではないんですけど、原子炉設置者あるいはその他の者につきましても現行の規定がずっと続くわけでございますので、特にこういった義務規定

が何年先で終わるというような規定を設けている法律はほとんどないのではないかと、この法律のまですべておいて、現状ではこの法律のまですべてと規制を続けていくというふうな基本的な考え方です。

○安井委員 いいですか、原子炉があるということとを言いますけれども、三百年後に今の軽水炉発電があるのかね。あるいは「もんじゅ」だつてそのころ動いているのかね。新しいエネルギーがどんどん出てきますからね。しかし、ここで埋められた廃棄物だけは厳然たる事実として残って行くわけですよ。それを後代に我々は義務づけるということになるわけですよ。ほかにこんな法律ないでしょう。どうですか。

○辻政府委員 先ほど先生御指摘ございましたように、個々の廃棄物については漸次放射性廃棄物が低減していくわけですが、原子力発電その他の原子力活動が引き続き行われる限り、やはり廃棄物が出てくるわけでございます。こういうものが今後を通じて新たな管理の客体として続いてあらわれてくるわけでございます。その辺のところは原子力発電の推移とともに廃棄事業についてもかなりの継続性のあるものであらうかと思ひます。

原子力発電その他が、いわゆる原子力活動がなくなつてしまつた後はどうかということでございますが、これは非常に長期的な先の話で、今の段階で予測するわけにはいかないわけでございますが、廃棄物についてはそのまゝ残るわけでございますから、私ども現行についてはこの現行法がそのまゝ生き続けるという考え方でござい

ます。なお、電気事業者につきましては、先ほども私、先生の御答弁で申し上げましたが、この廃棄事業者が健全に事業を進めていくということが非常に重要なことでございますので、原子力委員会決定に示されておりますように、発生者責任の一端といたしまして、その処理処分が長期にわたり確実に実施されるよう、廃棄事業者が電力事業者が適

切な支援を与えていく責任を有しているということとを日本の原子力政策として位置づけているわけでございますし、この件に関連いたしまして、電気事業連合会会長も責任を持ってこの支援を行うと言つておられるわけでございます。そういうことによつてこの規制体系を進めていくという考えでございます。

○安井委員 これは低レベルだからまだいいですけども、高レベルになると千年からそれ以上になるわけですからね。あなた、原子力発電所がまだ三百年後もあるというふうなことで答弁なすつたけれども、私はそういう答弁は初めて聞いた。日本の科学技術庁というのは新しいものをもつと追い求めていくという意欲がないんだ。私はそう思ひますね。

ですから、管理の問題はもうそれ以上追ひませんが、費用はどうですか。今の段階で、今つくつた人に三百年分をまとめて出しておいてもらうの。どうなんですか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

処分のために要する費用、これは発生者責任の一環として発生者の方が支払う。今回のものもあるし、例えば具体的に下北の場合であれば電気事業者が支払うということでございます。その支払い方につきましては、一括して最初に先の費用まで見込んで払うのか、あるいは分割して払うのか、いろいろな払い込み方があるかと思ひます。

費用として非常にたくさんかかるのは最初に持ち込むときでございます。例えば埋設事業の場合でいへば、一度埋設してしまえば、後はいわゆる周辺のモニタリングとか、そういったことが主になるわけでございます。ほとんどの費用は当初かかるわけでございますが、それを一括払いにした方がいいのか、あるいは分割して先々まで廃棄事業者として発生者の方からお金を取つていくのが経営上いいのか、そこら辺は当事者間の検討にまづつというのが私どもの考えでございます。○安井委員 だから、それがPPPの原則に反する一つの重大な問題なんですよ。だつて、今はこ

れをつくつた人が最後まで見るのじゃないでしょう。結局、後代に負担をすつとかけていくことになるのですよ。そういう意味合いでもこれは問題だ。大体、原子力発電所というのを考えた人が一番最初の責任があるのじゃないけれども、しかし、それを今追つてもしょうがないですから。

ただ、長期の費用分担の問題がまだ決まてないのです。あなたの方の考え方の中で、それがどうもおかしいと思う。それでいて法律を早く通せ通せという、その考え方自体がおかしいですが、これはいつごろお決めになるのですか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

具体的にどういう費用の払い方をしていくかというところは、電気事業者、もちろんこの廃棄事業者ということと、関係者の間で慎重に検討いたしまして、どういう支払い方法がこの新しくできる事業を健全に運営していく上でいいかという観点に立つて検討した上で決めるということでございます。まして、当然のことながら事業を開始するまでに決まるわけでございますが、後世代との負担の問題、世代間の負担の不公平ということを先ほど先生ちよつと御指摘になりました。この点につきましては、一括払いにするか、分割払いにした場合に、先生のおっしゃるような後世代における人が分割払いでそのとき払わなければいけないのじゃないかということになるのかどうか知りませんが、その支払う源は原子力発電の恩恵に浴しているところから電気料金という形でいただいで、その中から支払うわけでございますので、電気料金制度の中にそれを後世代との負担の公平というものでどういうぐあいな料金の中に組み入れていったらいいか、あるいはまたいわゆる積立金制度というところであらかじめ積み立てておいて、その中から払うという方法も考えられるわけです。ここら辺につきましましては税法上の問題もござい

ますので、大蔵省、通産省という役所間でのいろいろな相談もあらうかと思ひますが、いずれにいたしましても、事業開始までにはそこら辺の点が明確にされるものと考えております。

○安井委員 今お答えでこれからだと言われるけれども、法律をお出しになるときはそういうあらゆるものを検討して、その上で法律をつくつて国会にお願いしますというのが当たり前なんです。何も決まてないんだ。先行きのことも決まてないで法案を出すという、そのやり方自体が私はおかしいと思うのです。だから、中身の問題についてお答えは一つも納得できません。でも、私が納得できない最大の点は、大事な問題が何も決まてないで法律だけ早く通せ、こういうあり方そのものが最大の問題点だ、そう思うわけです。

そこで、八木委員の御要求によりまして政令事項が出てまいりました。なかなか難しいと言われたのを思い出したのですから、その点は評価しないわけではございませんが、特に五十一條の二第一号の、要綱で言いますと「廃棄物の事業の許可等」の「一 政令で定める核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の「云々」というところ、それから第二号の方も含めて、高レベル核廃棄物やTRU廃棄物については今度の改正では入れないというふうな御説明を聞いたのですが、そのとおりですね。

○辻政府委員 ガラス固化されました高レベルの放射性廃棄物、あるいはアスファルト固化されましたTRU廃棄物につきましては、これは廃棄物の管理の事業という方で規制してまいるという考え方でございます。五十一條の二第一号の方にあります埋設の事業につきましては、御提出した資料にも記載いたしましたように、放射能濃度が低い放射性廃棄物をコンクリート固化あるいはアスファルト固化等安定処理した廃棄物を地下に設けたコンクリートピット等に埋設し、最終的に処分することだけを埋設事業の対象とするという考え方でございます。

○安井委員 私はこの間の研究交流法のときも申し上げたのですけれども、このところが今度の改正の最大の問題点なんですよ。その主体になるところを政令で委任してしまうというやり方、私

はこの間の法案審議のときに指摘したと同じようなことを言わなければいかぬわけですよ。一番の問題点なんですよ、ここが。それがすべて政令委任されていて、政令委任して政令として出す予定事項ということで初めてそのことが明らかにされたのですよ。そのことを聞かなければそのままでいつちやうのですよ。

そこで伺いますけれども、今の高レベル廃棄物やあるいはTRU廃棄物については、いまだ処分については処理方法が決まってないのですね。これから検討するということであるようだから、そういうこともあって今度の政令に入れないということだと聞いておりますが、今後とも未来永劫にこれは入れないのですか。

○辻政府委員 先日来るる御説明しているところでございますが、高レベル放射性廃棄物の処分につきましては、現在その処分の具体的方策について検討が進められている段階でございます。また、その推移を見ながら安全規制のあり方についても検討するわけでございます。その方針が定まるまでは、高レベル廃棄物の最終処分は認めない方針でございます。したがって、高レベル放射性廃棄物の処分につきましては、事業所内外いずれにおきましても、再処理事業者の廃棄に関する規則、法律でいえば四十八条等でございますが、こういった規則によりましてこれを認めないことといたしておりますし、また、ただいま御指摘の今回の改正で設けられます廃棄物埋設の事業の対象を定める政令におきまして高レベル廃棄物を定める考えはございません。また、TRU廃棄物についても全く同様な考え方により処理することといたしてまいりたいと思っております。

○安井委員 そうしますと、どうなんですか。私が開いているのは、未来永劫に入れないというのならこれはわかりますよ。この政令予定事項というのは、今の国会を通過させるだけに必要で出出したので、将来はこの法文に基づいて政令改正で何でもやっつけまおう、そういうおつもりがあるということではないですか。どうです

か。

○辻政府委員 先ほども申し上げておりますように、高レベルやTRUの廃棄物の最終処分は現行法上及び改正後においても認める考えはございません。これらの最終処分は原子力委員会及び原子力安全委員会の立案する政策に基づきまして実施していくという考え方でございまして、両委員会によりましてこういう政策が立案された場合には、私も法律の見直しを行うことを考えております。それまでの間、認める考えはございません。

○安井委員 それなら、あなたの御説明の政令というのは、高レベルやTRUについては今後新しい立法措置でいくというふうな受けとめていいですね。

○辻政府委員 ただいま申し上げましたように、その時点においてどういう方策になるかというところがはっきりしてまいるわけでございますから、その時点で法律の見直しを行います。それまでの間は政令を改正してこれに取り入れるということをお願いしたいというところでございます。

○安井委員 この条文のとおりいけば、低レベルの方はまだ割合に高レベルに比べれば問題は軽いわけですね。それが今度の政令の中で処分まで決めてしまおうということでありまして、高レベルということになる、これは国じゅうがひっくり返るような大きな問題になるのですよ。世界じゅうどこでもそうですよ。先ほど私はアメリカの立法のことも言いましたけれども、そういうようなものがこのまま進んでいってしまうと、政令でさえ定めればいいのですから、国がひっくり返るような国家の大プロジェクトだと何度も言っているじゃないですか。それにもかかわらず、この法律の書き方では、政令でさえ定めれば、この法律さえ通ってれば、あと安全委員会や何かの答申でも受ければ、政令だけ改正して国会には無関係で何でもできる、こういう仕組みなんですね。

私はきのうもそのことを言っておいたのですが、それでは、その段階は法律措置でやる、こう

いうことですか、もう一度確かめます。

○辻政府委員 先ほどから申し上げておりますように、高レベルの本格処分というものはまだ国際的にも行われていないわけでございます。昨年の十月に原子力委員会が決定されました報告書におきましても、高レベルの処分につきましては今後国の責任でやるということにいたしました。これの政策については今後の検討課題であるとしておるわけでございます。これから引き続き原子力委員会においてどういう方向に持っていくかということが議論されるわけでございまして、これは廃棄物政策における最重要事項でございますので、この政策に基づいて私どもやるわけでございます。その辺がはっきりしてきた場合に、先ほど申し上げましたように法律の見直しを行いたいと思っております。それまでの間は入れないということでございます。

○安井委員 もう一つ、今TRUのあれがありませんでした。TRUについても同じですか。

○辻政府委員 TRUについても同じ考え方でございまして、

○安井委員 政府がそこまで考えなら、私はこの法律の原案のままでいいだと思っております。この政令の中には高レベル廃棄物とTRU廃棄物は含まないものとするという項目を、法律の中にはつきり入れてください。そうすれば、我々は国会として見直しに参加することができまして、あなたの方の方になると、見直しをいたしました、政府だけで見直して、いやこのままで政令だけでいいですよ、法制上、技術上はいけるんだから、そういうことでやられたんじや、国会は全くつばね数でたまったものじゃありません。だから私は、もしも本気で——この間まではそうでなかったんだから。きのう私がいろいろ説明したのでそういう答弁をおつくりになったのかしらぬが、そうだとすれば、この法律の中にはつきり入れてください。前項の政令の規定にかかわらず高レベルとTRU廃棄物については別に法律で定めるとかなんとかという形がとられなければ我々は納得できません

ね。どうですか。

○辻政府委員 この件につきまして私どもの考え方を申し上げますと、原子炉等規制法におきましては、放射性廃棄物の廃棄を含め原子力利用に伴う種々の行為を規制の対象としておるわけでございますけれども、その際には当該行為が安全かつ確実に行われる場合に限りこれを認めることとしたしております。安全かつ確実に行われることにつきまして疑念があるような場合にこれを認めないこととするのは、明文の禁止規定を置くまでもなく当然のことと考えております。高レベル廃棄物の最終的な処分につきましては、この法律に基づく規制、具体的には四十八条等の措置義務あるいは五十八条の二の確認等にかかわらしめられている以上、その処分方策について検討が進められている現段階におきましてこれが認められないのはもちろんのことでございます。さらに法律上明文の禁止規定を置く必要はないものと考えております。

○安井委員 しかし、さっき私の質問にあなたは、この法律の政令事項の中に高レベルあるいはTRUを入れる場合には法律を見直すという言い方をしましたね。ですから、我々はその法律を見直すということをはつきりここで、あなたの答弁だけじゃ見直しの中身なんというのは、どう見直すのかなんと言ったって、今答えがでないでしよう。そんなことを今あなたにお聞きしてもしょうがないから、私は条文の中にはつきりそのことを書いてもらおうと……（埋設事業には高レベル、TRUは含まない）と呼ぶ者あり。そうですね。そういうことでなければならぬと思っております。これは、政府の方で修正しなければ国会の方で修正する何かよりいいわけでありましてけれども、私はそのことを明確にしてもらわない限り、この法案を通すわけにはいかぬと思っております。

まだたくさん問題が残っているうちに時間がわずかになつてしまいました。きょうは事務局とだけで、大臣と少しもやりとりしてないの、何か退屈そうにされているようでありますから、

今まで議論をいろいろやってみましたが、私には後世に負担を残すということ、今その電力でテレビを見、冷蔵庫があり、おいしい料理をつくって食べている、その負担を我々の後世にまで残していくという物の考え方自体が非常におかしいわけで、したがって長期的な管理、長期的な費用負担、これは今度の場合は低レベルですけれども、高レベルになったらもう一つと重大な問題になります、とりあえず今の段階で、そのことについてもう一つは、やはり政令事項がおこなわれなければならないかということ、一つと、それからもう一つは、やはり政令事項に何もかもゆだねてしまつて、国会が当然やらなければならないことまでみんな政令で政府が勝手にやっちゃう、そういうあり方に対する一つの大きな疑問を私はこの条文の審議を通じて提起したわけでありますが、この二点について大臣の考えを伺います。

○河野国務大臣 御指摘のとおり、大変長期間にわたつてこの廃棄物の管理あるいは最終処分という問題は、非常に考え方として難しいものであるかと思ひます。ただ、どこで数百年の間保管するか、管理するか、あるいは最終処分をどこで引き受けるかということになりますと、現在発生者のもとで置いておいても、当然同じように時日的には数百年間を管理あるいは保持、保管あるいは処分しなければならぬわけでございまして、御指摘のとおり、相当長期間にわたつてこれがしっかりと管理監督できる体制というものを考えますれば、一元的な処理処分の仕方というものの一つのアイデアだということは先生も御理解いただけるのではないかとふうに思ひます。

さらにまた政令の問題は、確かに御指摘のとおりいろいろな考え方もあるかと思ひますけれども、この法律の中で書いてございまして政令の中には、八木先生御指摘で、皆様方のもとに御説明をさせていただいておるわけでございまして、この政令の中には原子力委員会あるいは原子力安全委員会の指導と申しますか、考え方を踏まえて政令

をつくるということになっておるわけでございまして、この原子力委員会あるいは原子力安全委員会の人事というものは国会同意人事、国会承認人事ということになってございまして、国会の先生方が御承認をいただいた方々によつて構成をされておる、それを踏まえて政令をつくるということでございます。それを踏まえて政令をつくるということが、全く野放しになる、国会の手の届かないところで何をやるかわからぬということではないという見方もあることを御理解いただきたいと思ひます。

○安井委員 せっかくの御答弁ですけれども、私は納得できません。そのことだけを一つ明確にし、特に原子力両委員会の機能なり能力を私は疑つてゐるわけではございません。それは間違ひないと思ひますけれども、しかし、任せていいことと悪いこととあると思ひます。国家がひっくり返るような大きな問題については、やはり国会が乗り出していかねばいかぬ、そういうことであるかと思ひます。この政令に定められていて全部が全部を国会に、法律にしろと私は言つてゐるわけではございません。こういう重大な問題だけは明確にすべきだ、こういう主張であります。

○大久保委員長 午後一時より再開することと、この際、休憩いたします。午後零時五分休憩。午後一時二分開議。休憩前に引き続き会議を開きます。

○大久保委員長 午後一時二分開議。休憩前に引き続き会議を開きます。参考人として、動力炉・核燃料開発事業団理事長林政義君、同理事榎松邦彦君及び同環境資源部長渡辺昌介君に御出席を願つております。

質疑を続行いたします。五十嵐広三君。○五十嵐委員 今度の改正案をいろいろ御説明等を伺つてきたわけでありますが、どうも大変まず痛感するのは、発生者の責任が非常にあいまいになつていくのではないかと、こういう懸念がわいてあります。これは各委員も共通の懸念を持つておられるようで、本委員会でもそういう議論がさまざま行われているようでありますが、この点についてまずお伺いをしたいというふうに思ひます。

いわゆる有害廃棄物による環境汚染やあるいは健康被害が大変深刻な社会問題になつてゐるわけでありまして、これを抑制して安全を確保していくためには、発生者責任の原則をしっかりと確立して、そして発生者に安全確保や損害賠償の責任を強化して、結局発生者がその有害廃棄物の発生そのものを抑えていく、これが最も全体的に効果的な有害廃棄物を防ぐ考え方ではないかと、こういうふうに言われてゐるわけでありまして、こういう基本的な考え方というものは、御異存がないのではないかとこのように思ひます。

通常の産業廃棄物の場合は、御案内のように廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条「事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」という明記されてゐるわけでありまして、これはやはりすべての廃棄物についての一般的な基本原則というふうには私は思ひますが、原理的には放射性廃棄物の場合も同様のことではないかというふうに思うが、この点についてはいかがですか。

○辻政府委員 発生者責任の問題につきましても、原子力の分野についても基本的に同様な考え方を保持してゐるわけでございまして、この点につきましては、原子力委員会もこのことを昨年十月の報告書でしっかりと書いておるわけでございまして、放射性廃棄物を廃棄事業者へ引き渡した後に、発生者責任の一環として、その処理処

分が長期にわたつて確実に実施されるよう、電気事業者は廃棄事業者に適切な支援を与えていく責任を有してゐるというふうにしてゐるところでございまして、私どももこの方針に沿ひまして原子力に関する諸般の行政を進めてまいりたい、かように考えております。

○五十嵐委員 その廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法と通常言われてゐるわけですが、この第十條の一項でも「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない」といふことが明記されてゐるわけでありまして、放射性廃棄物は、これはまた一般の廃棄物よりも一つと実は安全性について重視をしていかねばならない、こういうものでありますから、したがつて、この種の原則というものは基本的にとても重視をしていかねばならないものでないか、こういうふうに御異存ありませんか。

○辻政府委員 昨年十月の原子力委員会報告書をもう一度リファースしていただきたいたいです。この報告書におきまして、放射性廃棄物の処理処分が適切かつ確実に実行されることについては、原則的には発生者の責任であるとして、放射性廃棄物の安全規制のあり方につきましても、専門の廃棄業者が集中的に放射性廃棄物を処理処分する場合に、その処理処分を行う者を廃棄事業者として安全確保に関する法律上の責任を負わせることが、安全確保の責任を集中し、確実な処分を行うなどの観点からはより適切である、こういう提言がされておるわけでございまして、今回の法律改正におきまして、放射性廃棄物の発生者たる原子力設置者すなわち電気事業者は、みずから発電所内において行ひます廃棄につきましても、この法律の第三十五條第一項の基準に従つて保安のために必要な措置を講ずべきことという規定がございまして、また、内閣総理大臣の許可を受けました廃棄事業者へ放射性廃棄物を引き渡しま

す場合には、この三十五条第二項に基づきまして、コンクリート固化等安全確保上十分な事前処理を行った後に引き渡すという義務を有することとしておるわけでございまして、このような本改正の厳正な運用と先ほど申し上げました原子力委員会決定に基づきます適切な指導によりまして、放射性廃棄物の処理処分が当り発生者責任の原則をいささかもあいまいにすることのないようにいたしてまいりたい、かように思っておりますのでございまして。

○五十嵐委員 この前のお話にもあったが、三月四日の原子力委員会にてこの点について決定が行われた。この中で原子力委員会は「放射性廃棄物の処理処分が適切かつ確実に行われることに關しては、原則的には、放射性廃棄物の発生者の責任である」と考へる。こういうぐあいに言つて、「発生者は、放射性廃棄物の処理処分に必要な費用を負担することはもちろんのこと、その処理処分が確実に実施されるよう、廃棄事業に對し適切な支援を与えていくことが重要である。」というぐあいに言つてゐるわけですね。特に三月四日に原子力委員会がこのような決定を行った趣旨は、改めて言うまでもないと思つたので、もちろんこれを軽んじておられるわけではないと思つたのですが、私はやはり当然今度の法改正において、そういう発生者の責任原則というものを法文に明記すべきじゃないか、これはだれが考へたつてそう思うと思つたのですよ。そうじゃないですか。

○辻政府委員 原子炉等規制法は、加工事業、原子炉の設置、運転、再処理事業等の原子力活動の分野ごとにそれぞれ所要の実体的な規制を行つてゐるわけでございまして。今回の改正後におきましては、廃棄事業が行います廃棄物の処理処分についての安全確保責任は当該廃棄事業者が負うというところになっておまして、これにより万全の安全確保を図ることとしたしておるわけでございまして、この場合、廃棄事業者へ廃棄物を引き渡した後まで発生者に原子炉等規制法上の責任を残すというところは、安全確保責任をあいまいにすることにつながるおそれもありまして、適当でないというふうに考へておるわけでございまして。昨年十月の原子力委員会及び原子力安全委員会の報告におきまして、法律上の安全確保責任は廃棄事業者が一元的に負ふべきことが適当であるという旨述べられてゐるところでございまして。

我が国の原子力利用の推進に当たりましては、原子力基本法の基本方針のもとに、原子力委員会及び原子力安全委員会が決定しました基本的な政策に従ひましてこれを進めることとしておるわけでございまして、発生者責任の原則もこの原子力政策の基本として位置づけられてゐるものでございまして、我々は三月四日の原子力委員会決定をそのように受けとめております。我が国の原子力利用を進めていく上で、廃棄物に關しては従うべき原則となるものであるというふうに考へてゐるわけでございまして。

○五十嵐委員 大事な法案を決めるのですから、なるべく生きた問答といひますか、お互いにちゃんと響き合うような話し合いになるような御答弁をお願い申し上げておきたいというふうに思ひます。

発生者責任をしつかりしていくということについては異論がないわけですね。そこで、そういうことであれば、これは一番大事なポリシーみたいなもので、これを法文の中にきちつと位置づけるというの、そういう思想というものを法案全体について明確にさせる上で大変重要だといふふうに私は思ふのですよ。入つてないのはおかしいと思ふのです。御承知のようにアメリカの放射性廃棄物八二年政策法なんかだつて、それはきちつと書かれてゐるわけですね。御存じでしょう。局長どうですか、御存じでしたか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。廃棄物の最終処分につきましては、アメリカの政策法で国がやるということとDOEが全部引き取る格好になっておりますので、今先生がおっしゃる意味でいわれる最後の最後まで発生者の責任

という形ですべてやり遂げるというふうになつてゐるとは、私も必ずしも理解しておりません。○五十嵐委員 いやいや、とりあえず答へたからそういうことなのかもしれないけれども、八二年政策法に発生者責任であるとか、あるいは行政の責任であるとか、こういうことについて書かれてゐるでしょう。そのことを言つてゐるのですよ。明記されてゐるでしょう。御返事は簡単でいいですよ。

○中村(守)政府委員 いわゆる発生者原則というのは、基本的には費用負担の問題とかいうようなところから発生してきたと思ひますが、そういう意味での発生者の責任とかいうことの表現はあるように承知しております。

○五十嵐委員 きようは資料を持つてきてないのかもしれないけれども、しかし、例えばきよう論議してゐるテーマというのはまさにそのことなんだから、そのことの多少の資料ぐらいはいつだつて手にしていなければ、この委員会に來るのはおかしいですよ。

そこで、僕はやはり法律でそういう点を明記すべきだろうというふうに思ふのです。同時に、原子力委員会は「発生者は、放射性廃棄物の処理処分に必要な費用を負担することはもちろんのこと、その処理処分が確実に実施されるよう、廃棄事業者に對し適切な支援を与えていくことが重要である。」と言つてゐる。しかし今度の法律案では、こゝで言つてゐる費用負担であるとか、これはもとよりのことと言つてますね、費用負担であるとか、あるいは廃棄事業者に對する発生者側からの適切な支援であるとか、こういうことについて明確にされてないんじゃないですか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。原子力委員会がこの法案の審議をいたしまして、それについての決定をいたしましたときに原子力委員会としてコメントしてある内容についてでございますが、これは発生者責任という非常に広い概念でございまして、これは社会的、道義的責任も含めた広い概念での発生者責任という

観点に立つてのこととございまして、法律的に課せられた責務だけでなく、発生者としてのそういう社会的、道義的責任もあるのだから、その廃棄物の処理処分が廃棄事業者に移した後も適切かつ確実に進めるように支援をしていくべきである、そういうことが重要ですよということを描したものと私は理解しておるわけでございまして。

○五十嵐委員 いいですか。今度の法律で発生者責任であるということも明記してない。それから、こゝで適切な援助をせよというふうなことも書いておる。これらについて法文の中に出てこないで、どうやつてそういう発生者の責任というものを担保することができるとは、どうですか。

○辻政府委員 ただいまの費用負担の問題その他の問題につきましてはこの法律では書いてないわけですが、それは、この法律が原子力に關する諸活動についての安全規制を規制する法律であるわけでございまして、そういうことから、ただいま申し上げました料金の問題その他については、この法律で規制するにはふさわしくない法律であらうかと思つております。こういう問題につきましては、法律で書くということよりは、やはり行政の基本としてこれを位置づけて今後の行政指導に反映させていくということが適当ではないかというふうに考へておまして、法律に規制する必要があるというふうに考へております。

なお、発生者責任の基本原則の問題につきましては、大気汚染の防止であるとか水質汚濁の防止、廃棄物の処理処分等の環境保全対策全般に認められるものでございまして、この中にはもちろん原子力に關する環境保全対策も含まれておるわけでございまして。この精神につきましては、環境保全の基本法であります公害対策基本法第三条にも規定されてゐるところでございまして、この公害対策基本法第三条は原子力活動に對しても及ぶというところとございまして、私ども、安全規制をやる原子炉等規制法に具体的にこれを書くとい

放射性物質のものではないというふうに考えております。

○五十嵐委員 たまたま今公害対策基本法の問題が出たわけですね。公害対策基本法第八條があるわけでありまして、このところではいわゆる放射性物質との関連について述べている。これの趣旨について金沢良雄教授が、「注釈公害法大系」の第一巻に出ておられるわけですが、こう言っておられるわけですね。この第八條というものが設けられた趣旨は、「放射性物質による環境の悪化による公害問題が、根本的に、他の公害と区別されるべきものであるという理由からではなく、ただ、放射性物質による環境の悪化については、原子力基本法をはじめとする上述の關係法律により、嚴重に規制されているという事情によるものである。」というふうなことをここで説いているところなわけなんです。むしろ、一般の公害廃棄物処理に比べてより厳しい規制というものをこれは要求しているのだというふうにも我々は思うわけなんです、どうですか。

○辻政府委員 まさにそのとおりであろうかと思ひます。

原子力による公害の防止につきましては、一般産業廃棄物より以上の厳しい規制を行つていく必要があるというには、私も異議を立てないわけでございます。それでありますからこそ、原子力等規制法におきまして、各事業者の事業活動につきまして、公害を発生しないよう、放射性物質を閉じ込めておくよう、その結果放射性廃棄物がみだりに増大しないよう、個々具体的な規制をこれまで行つてきているわけでございます。これは各事業者に対して、事業の許可から、それから検査であるとか、あるいは保安規定を定めてそういうものの管理を義務づけるとか、いろいろな角度の規制により規制を行つてきているわけでございます。この点は、ほかの一般産業とは大に異なる状況であらうかと思ひます。

放射性廃棄物の性状、数量等につきましては明

確にこれを把握することができずし、その処理処分が困難となるような廃棄物の発生自体も抑制することができなわけでございます。また、原子力等規制法では、先ほども申し上げましたように、核燃料物質をできるだけ封じ込めることにより放射線による障害を防止することとしておりまして、このことから、むやみに放射性廃棄物が発生することはそもそもないというのが産業界の実態でございます。一般の産業廃棄物と放射性廃棄物とは発生状況そのものが異なつておることから、一般産業廃棄物と同等に論ずることは適当でないと私も考えておられるわけでございます。

ちなみに、先ほどの公害対策基本法第八條につきまして、環境庁の企画調整局の編に成ります逐条解説によりまして、この八條につきましては、原子力事業に関する公害防止の措置のすべてを他の法律にゆだねるという規定ではない。「放射性物質による」大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための「措置」については、先ほど申し上げましたとおり、原子力等規制法で措置してあるわけでございます。したがって、原子力事業所の騒音や悪臭、放射性物質を含まない下水や排気などに関するものはすべてこの法律の定めるところになることはもちろんでございますし、また、本法に規定する責務など、例えば第三條、先ほどの発生者責任の問題を規定したところでございまして、それは防止の措置ではないので、原子力事業についても適用されるということになつておりまして、この公害対策基本法第三條は原子力の分野にも適用される基本的な理念であるというふうにご考慮願ひいたします。

○五十嵐委員 こういふ我々の懸念というものが単に我々だけではなくて広く国民共通の非常な不安であるというところは、これについての各新聞社の社説等は、いずれも非常にその気持ちを率直に表明をしている社説が多いということでもわかると思ひます。

ちよつと手元にある三つ四つを紹介いたしますと、これは今年三月九日の朝日新聞の社説であります。問題は永続性である、廃棄事業者はいわば電力業者から見れば分身であるというふうなことを言つた後、「電力会社が存続する限り何百年でも永続するものと主張するかもしれない。しかし、国民の側には不安が残る。ごみ発生者である電力会社の責任を国がどう保証するかが信頼の力になる。」こういうふうなことを言つております。

読売新聞は三月十二日、「重要なことは、安全確保についての責任の所在である。改正によつて、これまで放射性廃棄物の発生者である電力会社にあつた責任が、廃棄事業者に移る。発生者の責任が免除されていくものだろうか。」こういうことを言つて、かつ、原則的には発生者の責任というふうなただし書きのようなものを改正案に加えるべきだというふうな意味のことも述べられておられるわけなんです。

三月八日の毎日新聞は、「しかし、発生者の責任をあいまいにしてよいのか、放射性廃棄物の安全管理まで下請け化してよいのか、という疑問は残る。一般に、核のゴミは最低二百年から三百年、ものによつては数千年の安全管理が必要になる。このような長期にわたる社会的責任を、廃棄業者が担えるものだろうか。発生者責任の原則にはもとめるが、放射性廃棄物のような特殊なゴミの場合、国が廃棄事業を肩代わりして費用を発生者に負担させる方式はとれないものかどうか。」こういう問題提起をして、「廃棄事業のあり方を根本から検討してもらいたい。それは大量の核のゴミを残す我々の、子孫に対する責任でもある。」全くさうだといふふうにも僕も思ひます。

日本経済新聞は三月七日、「原子力委員会が四日の決定で注文をつけたように、発生者責任の原則がないがしろにされてはならない。」こういうぐあいに述べて、「その点、現行の廃棄物処理法にさへ存在する発生者責任の規定が今回の法案に欠けているのは不十分である。」日経なんといふのは割合に原子力産業、原子力行政には理解のある、皆さんには理解のある新聞だと僕は思うのですが、しかし、こうやつて各新聞の世論がこぞつて今回の法改正に対する疑問というものを強く述べているわけでありまして。

この際、そういう意味からいふと、やはりこういう世論に謙虚に耳を傾けていただいて、そうして原子力委員会のさっきの決定というふうなものもしつかり受け入れて、せめて改正案に発生者の責任の原則を明確にして、あるいは費用負担、適切な支援についても法制度上これを明確にしておくことが最低限必要なことではないかと僕は思うが、大臣、いかがですか。

○河野國務大臣 先生が引用しておられる原子力委員会決定ですね、三月四日でございます。たか、その原子力委員会決定は、まず前段で最近の事情を述べて、こういう状況であるから原子力等規制法の一部改正を行うことは適当だといふことを述べておられるわけでございます。それで、原子力委員会にはいわゆる原子力規制に関する法律等の一部を改正する法律案の考え方を説明をさせていたいただきました。こうした考え方に對して原子力委員会は、適当だろうと考へるとまず述べられて、しかし、そういう法律は適当ではあるけれども、発生者の責任というものがそれによつてないがしろに、あいまいにならないようにしなければならぬ、発生者の責任というものはきちんとしておかなければならぬ、このことをはっきりさせておかなければならぬ、ということをその後段で述べておられるわけでございます。

こうした原子力委員会の決定等もございまして、今先生が御披露になりました新聞の世論といひますか、論説、社説といひますか、これがいろいろこれについて意見を述べておられております。今先生は朝日、毎日、読売、日経まで御紹介になりましたけれども、サンケイ新聞の論説はまた違った角度から述べておられますし、毎日新聞の社説も今御披露になりましたけれども、これは他の朝日、読売などは少し切り口の違つた、つまり

昭和六十一年四月二十四日

—

これは発生者がやらぬでもいいが国がやったらどうだ、こういう一つの提案と申しますか、ちよつと異つた切り口で意見を述べておられるわけでございます。そうしたことを、私どもは確かにおつしやるように謙虚に聞くべきところは聞かなければいかぬ、こう考えておりまして、つまり後世までこうした問題を残すわけでございますから、そうしたことがきちんと行えるように万全の行政的な指導を行つていかなければならぬと思つておりましたが、その社説が出た一週間ほど後でございましたか、いわゆる電事連の会長から自分たちも発生者の責任というものがないがしろにするつもりはないという決意の表明などもございまして、私もこうした決意の表明は極めて結構なことだと思つている次第でございます。

少し話が長くなって恐縮でございますが、法案に明示してないじゃないか、法律にはつきり書いた方がいではないか、こういう御意見は一つの御意見としてお伺いをいたしますが、法律のつくり方など原子力委員会にも説明をして、原子力委員会からは一応理解をいただいておりますということもございしますので、この法律はこの法律としてお認めをいただいて、政策上、行政上こうした発生者の責任というものをあいまいにしないできちんとしていくというやり方をとりたい。なお、私の説明が少し前後して恐縮でございますが、私どもはこの法律の中にも発生者の責任というものをきちんと書いてあるというふうに考えておることとぜひ御理解をいただきたいと思いますのでございませう。

○五十嵐委員 何せ私どもは、私なんかは非常に残念に思うところでありますが、ともかくも何万年も我々の子孫に核廃棄物を残さなければならぬという現実には立っているわけです。そういうことを考えると、やはり我々としては将来の我々の子孫に最大限、今日生きる者としての任務を明確にしていかなければいかぬと思うのです。これはちよつとそこまで法律に入れるとはどうかなと思ふようなこともきちんと入れて、それぞれの責

任の区分というようなものを明確にしていくべきではないか。事柄の性質上そういう責任がある。どうも私はそういう面からいうと、今の御答弁はいま一つですね。そういう御配慮が十分あるようには承れるのだが、御決断をひとつ期待したい、こういうふうに思うところであります。今の御提示いただいているものは、そういう点で非常に大それたところで欠けている。何としてもそういう点、今御指摘したような点について改めてほしいということを強く御要請申し上げておきたいと思ひます。

それで、ちよつと中身について二、三お聞きしておきたいと思うのです。

今度の法案要綱の中で、これは従前ある言葉らしいのだけれども、我々としてはどうも珍しい言葉だな、通常我々が話していた言葉とは違うものが出てきたなという感じのものが、保管廃棄という言葉なんです。この保管廃棄というものの概念といえますか、それをまづちょっとお伺いしたいと思います。

○辻政府委員　保管廃棄と申しますのは、この法律の現行の法律に関連する総理府令においても用いられている言葉でございますが、廃棄の一過程といたしまして、核燃料物質または核燃料物質によつて汚染されたものを、最終的な処分がなされるまでの間、放射線障害防止のための措置を講じつつ管理するということを指しているものでございします。具体的に申し上げますと、原子力発電所で現在低レベル廃棄物がドラム缶におさめられまして、それが廃棄施設の中に保管されておるわけでございますが、これは将来本格処分をするまでの間のものでございまして、こういったようなものを保管廃棄という言葉で呼んでいるわけでございます。

○五十嵐委員 私どもが通常今まで皆さんがこの委員会でもやりとりしているときの言い方としては、一時貯蔵ですね。一時貯蔵というのはやはりきちんとした術語というか何というか、それなりものとして定着しているわけですね。普通の貯

蔵ではありませんし。それで、どうも一時貯蔵というふうなものと同じなのかな、どこか違うのかなというふうにも思うのですが、これはどうなんですか。

○辻政府委員　御指摘のような一時貯蔵、また具体的に定義がどうかとやかましいことは言っても仕方がないと思いますけれども、一般的な用例で使われています一時貯蔵とここで申します保管廃棄とはほぼ同等の意味というふうに私は考えております。

○五十嵐委員 それにしては、廃棄という言葉が何でつくのかなと思うのですよ。保管廃棄、これは世の中の人が普通に聞きましたら、保管するところが廃棄といいますが、保管しつつ廃棄といいますが、何となくそういう感じがですね。それならば貯蔵だとか保管だとかということで済むのではないですか。どうなんですか。

○辻政府委員 この法律におきまして廃棄といふものの概念は、これからこのものを廃棄しようと思ひましていろいろ廃棄に適するような処理をいたすわけでございますが、そこから廃棄という言葉を使つておるわけでございます。途中の、先生がおつしやいました一時保管ですか一時貯蔵ですか、そういう時期も先ほど申し上げましたように原子力発電所の中であるわけでございますが、これも廃棄の一環であるという意味合いを込めまして保管廃棄という言葉を使わせていただいております。

○五十嵐委員 そうしたら、今の話からいうと、例えば再処理工場で高レベル放射性廃液が出てくる、その廃液をガラス固化するわけですね。そのガラス固化するシステムも保管廃棄ですか。

○辻政府委員 ガラス固化する作業工程そのものは、保管廃棄というよりは処理という概念でとらえておりまして、でき上がったガラス固化体を再処理工場の中で保管しておく、管理しておくという状態を保管廃棄というふうに私ども考えております。

○五十嵐委員　それはちよつとわからないです

ね。だって、お話がさっきのお話とまたちよつと違つてきたのではないですか。廃液が出る、いいですか、この廃液を廃棄処分しやすいようにそこでガラス固化するわけでしょう。だつたら、これはどうなんですか、保管廃棄の一つではないですか。

○辻政府委員 これはいわゆるどろどろの廃液がタンクの中に入っているわけですが、それをガラス固化体の中に閉じ込めるといふ一つのプロセスでございまして、私どもはこれを処理というふうに考えておるわけございまして、でき上がつたものを貯蔵しておくことを保管廃棄というふうにとらえておるわけでございます。

○五十嵐委員　今の答弁でいいですか。

○辻政府委員　やや言葉が足りないのかもしれないかもしれませんが、この廃棄物を固化化するプロセス、これでも廃棄の一環でございますので、補足させていただきます。

だきます。

○五十嵐委員　局長もそうだけれども、後ろの人もそうだぞ。やはりもつとちゃんと物の理解を統一でできるように。日本の核の安全規制というものはあなた方がやるのだからね。今のようなことだとして、今法律改正で具体的に大きな問題なんだけれども、聞いてみると何だか全然わからぬ。あのガラス固化するところがそういうことであるかなというかわないかということで、廃棄事業者がそれを行うか行わないかということになるわけでしょう。それは違ふの。

○辻政府委員 再処理工場におきまして廃棄物を固化体にするまでの作業につきましては、これは廃棄事業の一環としてとらえる場合には廃棄事業の一環でとらえるわけでございますが、これを単独の事業として処理する事業が将来出てきましたかた場合は、今回の法律改正によりまして処理というものが出てまいりますので、その規定により事業化することができるといふことでございます。

○五十嵐委員　ちよつと委員長、お聞きになっていてもおわかりにならないと思います。全く理解できないですよ、何を言っているのだから。

○辻政府委員 私は今、言葉遣いを間違ったよう
でございます。

再処理事業の一環としてやる場合には、再処理
事業内における処理でございますから、その廃棄
の一環の処理でございます。これを単独の事業と
している場合には、廃棄物の管理事業の中におけ
る処理ということとらえておるわけでございま
す。

○五十嵐委員 これを単独の事業としてやるとい
う場合は、どういふことなんでしょうか。それはどう
いうことなんでしょうか、もうちょっと言ってくださ
い。

○辻政府委員 これはまだ具体的にプロジェクト
化されているわけではございませんけれども、こ
の廃液を固化するための作業を再処理事業とは別
に独立して、仮に別の事業所においてその処理の
みを事業としてやろうというような場合には、そ
れを廃棄事業としてとらえていこうということに
ございます。

○五十嵐委員 これは僕はやはりおかしいと思
う。やる仕事は一つだね。それは、再処理工場
から高レベルの廃液が出る、その廃液をガラス固
化する、こういうことだね。この仕事というものは、
あなた、何も変わるわけじゃないわけですよ。
それを、そのところから先は、つまり廃液が出
て固化プラントのところに行く、そこから先は
うちの会社でやります、こうしたときにはこれは単
独の廃棄事業である、それから、ガラス固化が終
わるところまでは再処理工場としてやるというこ
とになればそれは再処理の中に入る、そんな解釈
が法律でありますか。おかしいですよ、それは。
もうちょっと御検討をして後で御返事いただけま
すか。

○辻政府委員 私どもは一向におかしいと思つて
いないわけではございまして、昨年十月の原子力委
員会の報告書におきまして、放射性廃棄物の処理
処分を本来の原子力事業から独立した業務とする
ことができる場合にはこれを廃棄事業として位置
づけることがより適当であるという考え方を示し

ているわけではございまして、今回の改正案におき
ましては、原子炉等の本体設備の附属設備たる原
子炉施設等において行なう廃棄に限りまして、廃棄
事業の規制の対象となる廃棄から除外することと
したわけでございまして、したがって、御指摘の独
立した業務かどうかにつきましては、改正法上は
この処理が附属施設で行われる廃棄であるかどう
かというメルクマールにより判断することになる
わけでございまして。

○五十嵐委員 よし、わかった。それじゃ、附属
施設としてガラス固化になったものを一時貯蔵を
行うという場合には、これは保管廃棄じゃないで
すね。そういうことになるでしょう、あなたの解
釈なら。附属すればいいのじゃない。

○辻政府委員 おっしゃるようなケースの場合で
再処理施設の附属施設で保管廃棄する場合には、
私も保管廃棄としてとらえることを考えており
ます。

○五十嵐委員 そうすると、六ヶ所村に再処理工
場をつくらうというわけですね、第二再処理工
場。この六ヶ所村の第二再処理工場から廃液が出
る。固化プラントができる。今度の場合にはその
敷地内に一時貯蔵施設、従前我々が言っている三
十年ないし五十年の保管、これも同一サイト内に
つくると言っているのですから、こゝまでは再処
理工場の仕事と考えるのですね。いいですね。

○辻政府委員 再処理工場から出る廃棄物をガラ
ス固化いたしまして自分の附属施設でやる限りに
おきましては、御指摘のとおりよろしいかと思
います。

○五十嵐委員 自分の施設……。だから、いいで
すか、自分のサイト内に、東海村の場合はそうじ
やないのですが、今度の六ヶ所村の場合には再処
理工場とガラス固化プラント、それから三十年な
いし五十年の一時貯蔵施設、これを隣接して一体
的に設けよう、こういうことになっているわけ
だ。これの三十年ないし五十年の貯蔵施設とい
うのは保管廃棄ではない。したがってこれは廃棄事
業者がやる仕事ではない、こう考えていいのです

ね。

○辻政府委員 再処理工場が自分でつくりました
廃棄物を固化いたしまして、これを自分の施設内
に保管していくことは保管廃棄であるというふう
に考えております。

○五十嵐委員 いいですか。三十年ないし五十年
です。私が言っているように三十年ないし五十年
貯蔵施設に置くわけだ。これは廃棄事業者がや
るのじゃなくて、再処理事業者がその三十年ない
し五十年貯蔵もみずからやるのだ、こういうこと
だね。もう一遍確認しておきますから。

○辻政府委員 そのような場合もあります。

○五十嵐委員 だから今、場合もあると言われ
ても、例えば東海村の場合でも、ほんのちっちゃ
な、それこそ一時的な保管庫のようなものを持
ちますね。これはもう全くそれに附属しているも
のですね。ガラス固化に附属しているものだ。その
ことを言うのじゃないですよ。さつきから言つて
いるように、三十年ないし五十年と言っているの
ですから、何遍も何遍も。三十年ないし五十年の
一時貯蔵施設。だから、あそこはガラス固化体
にして何千本でしたか、もつと多いのですか、その
貯蔵施設を同一サイト内につくるわけですよ。こ
れのことを言っているのです。さつきから何遍も
言っているから、そういうこともありますではな
くて。

○辻政府委員 再処理工場が自分のところで再処
理したガラス固化体を自分の保管施設で保管して
おくという場合には、二十年、三十年の保管につ
きまして再処理事業の附属施設における保管廃
棄という考え方でいこうと思つてございまして。
先生の御質問は、恐らく返還廃棄物のことをお
っしゃっているのではないのでしょうか。(そこま
でいかなければ、再処理事業者が自分でこれをやると
いうことであれば、それは再処理事業者の附属的
な事業として保管廃棄としてとらえて規制をする
わけでございまして。

○中村(守)政府委員 ちよつと議論の過程におい
てお互いに誤解があるようでございますので、補
足させていただきます。
東海村の再処理工場の例で申し上げますと、現
在そこで出た廃液はタンクの中にためてござ
います。これも相当量のタンクでございまして。
これは現行法で廃棄施設として取り扱われている
ものでございまして。これも事業所内の廃棄でござ
います。これも最終的な処分じやございませぬの
で、そういう意味で保管廃棄でございまして。この
後、動燃の再処理工場の中にガラス固化体のプラ
ントをつくらう。これも廃棄施設として廃棄物
をさらに廃棄しやすい、保管しやすい形のガラス
固化にかえる施設でございまして、これも廃棄施
設でございまして。その後、これも動燃の場合、
場所がございませぬので、これこそ本場の一時的
になりまして、二年になるか三年になるか、その
程度のガラス固化体の貯蔵庫をつくらう。これ
も廃棄施設でございまして。今度の事業所の、東
海事業所とは別のところに新たに廃棄施設をつ
つてそこに保管をするという場合は今度の廃棄事
業として適用を受けるわけでございまして、その
後、動燃事業所が別な廃棄事業者として、再処理
事業者としてではなくて廃棄事業者として新たな
地点において許可を受ける、こういう形になるわ
けでございまして。

○五十嵐委員 余りこればかりかかっておられま
せんから、ちよつと話を進めていきたいと思いま
す。
六ヶ所村で、今もちよつと話題に出たけれど
も、海外から返還廃棄物がある。それもあそこで、
今のお話でいくと保管廃棄していくということに
なるわけですね。これはどうなんですか。お聞き
しますと、返還廃棄物の仕様を八二年までに向こ
う側から示してくるということになつていたのだ
が、どうもまだ来ないというふうなお話も聞くので
すが、これはなぜそういうことになつていのです
か。
○中村(守)政府委員 お答えいたします。
先生御指摘のように、契約上から申しますと一

九八二年の一月一日までに廃棄物の仕様を提示するよう努力するという決めがございまして。返還は一九九〇年ごろから返還する、したがってできるだけ前広に提示をするよ、それで承認を求めるよ、こういうことでございまして、努力すると決まられているわけでございまして、現在までのところ、まだそういう具体的な提示がございまして。その事情については私ももつまびらかにしてございまして、余り早く返つてきてもらうことは、必ずしも私も積極的にする必要もございませんで、あえてその理由等を問ひ合わせてはおりません。

○五十嵐委員 早く返つてこない方がいいというのわからぬものでもないですが、しかし御存じのように、あれは保管料がかかるのですよ。局長、わかっていますか。保管料がかかるのですよ、あれは。それから御承知のように、向こうのそういう施設については前渡金がこつちから出ていまして、この金利は膨大なものなんですよ。だから、そんなこともあわせて御留意いただいておいた方がいいと思いますよ。

どんな事情だかつまびらかでないというんだからしょうがないようなものだけれども、八二年からもう四年ですから、ちよつとつまびらかにしておいた方がいいのではないですかね。またこの次にでも聞かせていただきますので、調べておいていただきたいというふうに思います。

そこで、戻ってくるのは高レベルのガラス固化体もそうだけれども、やはり量の多いのはTRUでしようね、厄介なのは。これはどんな格好で来るのですか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

先ほどのガラス固化体の仕様が提示されてないということと同様でございまして、TRUもどういう形態で返ってくるかということについてはまだ具体的な明示はございませんが、アスファルト固化体あるいはセメント固化体、こういう形で返ってくるものと理解いたしております。

○五十嵐委員 そこでちよつとどうなのかなと思

うのは、返還廃棄物のそういう格好が見えてこない。見えてこないでその保管を安全にどういうぐあいに施設をすることになるのか、これはちよつと納得がいかないです。それはやはり、例えばガラス固化体であれば固化体の状況や、あるいはキャニスターの状況や、そんなことが明らかにならない限り保管上問題でしょう。殊にTRUのことときは、これはちよつとも見当がつかない。その辺が明らかでないのに、あそこになんかような設計でどんなものををつくらうとするのか。その辺が私はどうもちよつと不思議なことだと思つて、このことを御指摘をしておきたいと思つております。

これもまだ御検討中のことであらうと思つて、今こういうぐあいに廃棄物に關して廃棄事業者を設けてこういうシステムでいこうということになったのだから、やはりこれも今十分なお慮を意味で一応お聞きしておきますが、費用の問題ですね。保管廃棄をするというのには当然費用がかかる。あるいは、殊に高レベルの放射性廃棄物、ガラス固化体なんかの場合、三十年ないし五十年たつて、相当な体制でこれを貯蔵しなければいけません。そういうことになるわけですから、かなりなものになる。それが終わつたら、今度は数万年と言われる深地層処分をしなければならぬ。これらを通じての廃棄費用というものは膨大なものです。どういうぐあいにこの費用を徴してそのシステムをつくっていくか。あるいは一般の電気消費者からいうと、それが一体電気料にどういうぐあいに加わってくるんだということになるわけでしょう。だからこういうようなことについて、例えばアメリカやヨーロッパの諸国も基金制度などというシステムがある。さまざまなことがあろうと思つて、皆さんの方も既に廃棄の問題がこまに思つて、以上は相当な議論が内部ではあろうと思つたが、やや大づかみの粗筋だけでも、結論は出ないなら、つまりこんなことを検討しているということがあればちよつとお知らせいただきたいと思つております。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

費用負担につきましては、まさしく発生者責任のことでございまして。発生者負担という原則でその費用を負担していただくわけではございますが、その費用に付随しては、具体的に今低レベルの廃棄物の最終貯蔵を行うという、今度の改正法で新しい事業所ができた場合に、その料金をどうするかということにつきましては、一括してもらつていいの、あるいは、先が長いわけではございまして、要ることに応じてもらつていくのか、そこら辺のやり方はいろいろ当事者間の問題としてあらうかと思つております。

いずれにいたしましても電気事業者が負担をするわけでございまして、その負担のものは電気料金という形になるわけではございまして。そうしますと、例えば一括で今払えば、いわば今の原子力発電の恩恵に浴している人が直接負担するということとていいの、あるいは、先が長いわけではございまして、要るお金は先々になりますので、出るお金は先になつていく、そういう意味では一遍に出るわけではございませんで、そういう世代間の公平を保つような負担のあり方を検討しなければいけないのじゃないかということ、原子力委員会の放射性廃棄物対策専門部会においてもそういった点について早急に検討をすべきであるというふうな言葉では言つておられるわけですが、具体的にそれを基金制度にするのか、あるいは電気事業者の中の電気料金の形で積立金制度という形にするのか、それは電気料金との兼ね合いもいろいろございまして、私も今直ちにこうだということをや

かなか決めたい、通産省等を中心にしたしましてこの体制を検討をしていくということ、お互いに今通産省とも連絡をとり合ひながら進めていくところではございまして。

○五十嵐委員 今度の対象にしているのは核燃料物質及び核燃料物質で汚染された物、大体こんなことですか。この核燃料物質で汚染された物というのはいくらやういふのですが、核燃料物質そのものというのはいくらやういふのですか、廃棄の対象となつておるの。

○辻政府委員 具体的に最も典型的なものとしたしましては、これはまだ具体的な計画があるわけではございせんが、使用済み燃料を再処理しないでそのまま廃棄しようというようなプロジェクトが仮にあったとすれば、そういうものはこれに当たると考えます。

○五十嵐委員 これは改めて少し議論をしたいところでありまして、一体再処理をしてやっていくの、あるいは、あるいは使用済み燃料のままアメリカのように貯蔵していく、あるいは廃棄をしていくのが適当かということ、大きな議論になるところであらうと思つて、しかし、使用済み燃料のままだけで長期貯蔵等についてはの方針が今ないというのはいくらやういふのですか。そういう検討といひますか、議論もあるということですか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

使用済み燃料のまますぐに処分してしまおうという考え方は、アメリカとかスウェーデンとかいう国にあるわけではございまして、我が国は、先生今おっしゃいましたように、現在は再処理を原則とするという立場に立つてやっております。ただ、長期的に考えた場合、何でもかんでも強引に再処理をやつていくかどうかということでは必ずしもないの、だらうと思つて、そこら辺については、まだ原子力委員会等の公的な機関で議論を始めるというところまでは至つておりません。いろいろと関係者の間ではそういうことが話題になつてきているということだけは事実でござい

ます。

○五十嵐委員 そうらしいですね。そこで、私は自分が間違つてゐるのか、理解が不十分なのかもしれぬけれども、一つの例として使用済み燃料を入れる場合を想定しているということであれば、事業許可の要件として平和利用の担保が条文中上必要なんじゃないですか。

○辻政府委員 非常に仮定の場合でございまして、具体的にそういうプロジェクトがないわけではございまして、仮に使用済み燃料を保管しておく

という場合でも、ここでは廃棄するために保管するということをやる場合には廃棄の事業でとらえるわけでございますから、使用済み燃料を廃棄するということが軍事利用に当たるケースがあるかどうかというのを考えますと、これはないと思います。したがって、平和利用条項を特段これに入れる必要はないというふうに考えております。

○五十嵐委員 それはおかしいのじゃないですか。今の御答弁でいいですか。それは入れないで出しているのだから、仰せのとおりですということにはならぬだろうけれども、僕はおかしいと思いますよ。使用済み燃料というのは、御案内のように、必要があればプルトニウムを抽出して原爆の材料にだってなるわけですから、やはりこの種のものとのゆわくは廃棄を目的にしたって、その物自身はそこにあるわけですから、業者は平和利用についてのしつかりした定めというものがなされていなければならないのではないですか。それが要らないというのですか。

○辻政府委員 御設定の場合は、あくまでも使用済み燃料を捨てるという前提で保管しているわけでございますから、そういう使用済み燃料を捨てるといふ概念の中には軍事利用は全く含まれない。もしそういうものを軍事利用に使うためにということであれば、再処理をしなければならぬ。軍事利用に使用ということであれば、プルトニウムを抽出して再処理をしなければならぬわけでございますから、再処理の事業の許可をとらなければこの再処理は行えないわけでございませう。再処理の方には平和利用がかかっているわけでございまして、その点からも廃棄の事業に平和利用を規定する必要は私はないと考えておるわけでございます。

なお、中にありますプルトニウムあるいはウラン等につきましては、御承知のように保障措置はかかるわけでございまして、そういうものの移動等につきましてはこの法律によりまして、別途の規定でございすけれども、それで厳重な管理

が行われることには相なります。

○五十嵐委員 それはあなた、保障措置がとられるからと言われけれども、国際的なそういう中でも、やはり平和利用なんというものはきちんとしておいた方がいいのじゃないですか。捨てるのだからといったって、バケツでそこら辺にまくのじやないですよ。これも余り時間がないから、よく検討してもらわなければいけません、今のような返事では納得がいかないです。

そこで、あと残った時間で、せっかく植松さんが来ておられるので、きょうも少しお聞きさせていたきたいと思います。きょうは理事長さんは結構でございます。

それで、植松さんが北海道議会に五十九年十月、例のエネルギー問題調査特別委員会に行つていろいろ御説明なされた。あのときにこうおっしゃっているのです。これはそのときの会議要録であります。道議会議員の神戸委員がこういう質問をしています。「貯蔵工学センターの計画において貯蔵されるガラス固化体は、動燃の研究施設で発生したものだけであるのか、あるいはまた、電気事業者の要請があれば英仏から返還されるもの、あるいはまた、国内の再処理工場からの固化体なども貯蔵の対象として考えているのか、お尋ねをしたいと思います。」これに対して植松理事さんは「御質問の趣旨にお答えいたしますが、いま現在、動燃が考えておられて、けさほど御説明いたしました内容は、動燃から発生します廃棄物、固化体を対象にいたしております。しかしながら、御質問がございましたように、電気事業者その他から要請があれば、これは直接要請があるのではなくて、国の方に対して要請があると思ひますが、国の方から動燃に対して御指示があれば、その点について国と協議の上、受け入れについても検討すべきかというふうに考えております。」つまり動燃の東海村から出るものだけでなく、返還物等も含めて要請があれば検討すべきでないか。これはちよつと大変なんです。どうなんでしょうか。

○植松参考人 ただいま五十嵐先生がお読み上げになりました議事録はそのとおりで発言でございまして、動燃で計画しております幌延貯蔵工学センターに持つていきます廃棄物は、動燃が発生させるものに限りておるわけでございすけれども、動燃も国の指示を受けてやつておる仕事でございすので、国からそういうふうなやりやうさという御指示があれば、当然これは検討すべきものであるというふうな考えましたので、そのようにお答えをしたわけでございす。

○五十嵐委員 今はそうなっているが、将来国から要請があるというふうな場合にはそういうこととあり得るということですね。念のためにそのこととだけいいです。確認だけ。

○植松参考人 今御答弁申し上げましたように、動燃が勝手に決めるわけではございせん、国からこうやりやうさという御指示がありましたら、その点で考えさせていただきますということになります。

○五十嵐委員 大変僕は重大な御発言であるというふうに思ひます。しかし、これは改めてまた議論いたしましょう。

それでもう一つ、これはやはり植松さんにお聞きしたいのですが、国もそういう方針で、それで実際の仕事は動燃がやつておられるわけであります。高レベルの放射性廃棄物ガラス固化体の深地層処分について、その処分の開発研究といひますか、そんなことを今までやつてきておられるし、これからのスケジュールもあるわけですね。これは以前五段階になつておりましたのが四段階に改まったわけでありまして、そのうちの最初の段階、これはたしか有効な地層の調査という段階であつたと思うのですが、これが五十九年まで行われて、有効な地層の選定が五十九年で終了した。そして今第二段階に入つておるわけですね。第二段階は処分候補地の選定という段階に入つてきておるわけですが、第一段階で有効な地層の調査の結果あるいは調査の状況、これをちよつとお話ししていただきたいと思ひます。

○植松参考人 お答え申し上げます。五十九年度未だでかまして、御指摘のような処分に関する有効な地層の調査というところを行いました。その結果については動燃が一応取りまとめをいたしまして、その上で原子力委員会の専門部会に御報告をいたしております。

○五十嵐委員 何か所くらい調べたのですか。

○植松参考人 お答え申し上げます。有効な地層の調査ということで、具体的に内容は非常にいろいろ可能性のあるところを調べてみるということとございすので、これはどちらかといひますと、文献上日本国じゅうありとあらゆるところをすべて調べさせていただいたというのが内容でございす。

○五十嵐委員 すべてと言つたつて、しかしもちろん一定のところ、有効な地層の調査に必要な地区を選定しながらお調べになつたというふうな思ひますが、もうちよつときちんと報告してくださいますか。

○植松参考人 これは必ずしも五十嵐先生御指摘のようなやり方をやつたわけではありせん、日本の国として考えられる代表的な岩種というのを選びました。その中身を申し上げますと、例えば花崗岩類、それから輝緑岩、古第三紀以前の泥質岩、石灰岩、新第三紀の泥質岩、凝灰岩、結晶片岩、こういうようなものがございます。こういった七種類の岩石が比較的日本では多い代表的な岩種であると考えられますので、文献の上においてこのような岩種が分布しておるところ、こういったところを地図の上ですべて調べたということとございす。どここの場所をということではございせん。

○五十嵐委員 委員長に要求したいと思ひますが、やはり調査を出してください。去年の九月にアメリカのワシントン州パスコでアメリカの原子力学会、ANSとアメリカのエネルギー省、DOEの共催で高レベル放射性廃棄物処分技術の現状と展望というのをテーマとする国際会議が開かれた。我が国も、日本原子力産業会議がこれに参加

するため調査団を編成して派遣された。植松さんも行かれたわけであります。この会議で、植松さんから日本の高レベル廃棄物処分計画の現状が報告をされている。その中で今のお話の点は、地層の研究は一九八四年に終了した、そのとおりでしょうね。およそ三十地区で地層研究を行った、こうなっているのですよ。私は、そのときの調査団の報告書を持っています。

我々は非常に重大なこういう問題を論議していくわけでありまして、この前も大臣にも皆さんにもお願いしたのですが、必要な資料というものは十分に出してもらいながら、我々もそのことをよく踏まえて、共通の認識の上で議論を展開できるようにしていくことが好ましいと思う。しかし、どうもこういうことではうまくないですね。大分前ですけれども、この四段階、当時は五段階ですが、このシステムについての議論をしたときにも、第一段階の調査が終わればぜひひとつ教えてほしい、そういう点についてはまた検討したいというようなこともあったと思うのですが、そういうことは率直に我々に報告してもらわなければならないと思います。委員長、これは報告書を出してもらわなければならないと思いませんか。

○植松参考人 ただいま五十嵐先生御指摘になりましたパスコにおきますアメリカ原子力学会とアメリカ・エネルギー省のセミナーでございすが、実は残念ながら私はその会議には参加いたしておりません、ほかの者が参加をいたしました。したがって、セミナーそのものについて十分理解をしておるわけではございませんが、ただ論文だけは私が書きまして、ほかの者が代読をしたことになっておると思えます。その資料につきましては、もう一度よく検討させていただきたいというふうに考えております。

○大久保委員長 ということは、日本の高レベル処理計画の現状についてという報告を提出いただけるということですか、その論文を。
○植松参考人 もちろんセミナーで発表しました論文でございますので、全く公開の資料でございますので、必要でございますればこの論文を差し上げることはやぶさかでないというふうに考えております。

○五十嵐委員 全然違うのです。その報告書にも書いてあるのだから、したがって地層処分の四段階における一段階目の有効な地層の調査の調査経過、結果について報告をしてほしい、当然ではないかということなんでございします。

○植松参考人 動機が作成いたしました報告書はまことに大部でございします。その上、この資料は原子力委員会の専門部会に御報告するために作成をいたしましたものでございまして、その資料の提出につきましては、提出いたしました先である原子力委員会の専門部会とも相談をさせていただいた上で、国の機関とも相談をさせていただいた上で考えさせていただきます。

○五十嵐委員 これはもう廃棄物の問題を議論する上ではまことに基本的な、必要な報告であつて、どうもこういうことでは私も議論の上で非常に困るわけでありまして、ちよつとこれは議論の上では困ります。

○植松参考人 私どもでつくりました資料につきましては、動機で全く自由にできるわけでもございせんので、指導官庁である各関係の官庁ともよく御相談をした上で、御提出できるものなら御提出するようにさせていただきます。

○五十嵐委員 それでは、質問をここで留保させていただきます、このように思ひます。

○大久保委員長 資料を請求いただきましたけれども、持ち時間はあと三分でございしますが、三分の留保でよろしいでしょうか。

○五十嵐委員 これは見せていただいて、私もかなり重要な内容だと思ひますので、できれば委員長の方でお取り計らいの上で、若干のお時間をお願いできればありがたいと思ひます。
○大久保委員長 原則的に三分間留保いたします。あと、延長その他は党内で御検討願ひたいと思ひます。
○五十嵐委員 ありがとうございます。

○大久保委員長 山原健二郎君。
○山原委員 資料の提出で随分科学技術庁、また関係参考人の方は渡っておられますね。

（委員長退席、矢追委員長代理着席）
けさもアメリカの核廃棄物政策法を出さないといふことに對して、日本語があるとかないとかいふことを言われまして、私も昨年十一月に幌延の問題を取り上げましたときに、この資料を質問したのですよね。そうしたら中村局長はどう答えたかという、持ち合わせてないから出せないといふことだったのです。ところが帰つてちよつと調べてみますと、一昨年八月一日、これは対馬議員に對してお答えになっていまして、対馬議員がアメリカの放射性廃棄物政策法をずっと細かく尋ねていまして、九つの段階に分けて細かいものが出ていると具体的に聞かれますと、中村さんはこう答えていまして、「今御指摘のとおりであります。」「知つておられるわけでしょう。そういうのをなぞ積極的に出してこの法案審議に協力しないのか、私は非常に不誠実な態度だと思つたのですが、この点釈明できますか。」

○中村（守）政府委員 お答えいたします。そういう資料、当時私が申し上げたときには、私も見ておりませんのでそう申し上げたことだと思ひますが、けさほど来のお話で、何分にも資料は英文のままでございまして膨大なものでございまして、私も特にそれを翻訳してどうしようといふことをしておりませんし、翻訳をしてそれでまた印刷してここに大部のものを出しするといふことにつきましては、いろいろ経費の問題その他も、非常につまらぬことを言つて申しわけございせんが、国もそういうつた庁費関係が非常に厳しいものでございまして、難しい事情にもございまして、必要な箇所等がございすればその部分を抜き刷りするなりなんなりあれでございしますが、そういう意味でお答え申し上げます。原産会議の方にある要約等につきましては、先ほどの先生からの御指示でございまして、そういうものにつきましては取り寄せられる範囲内でお届けすると申し上げた次第でございします。

○山原委員 これにこだわっていると時間がたちますが、本当に法案審議をやるときにはあらゆるものを準備してどこもやっているわけですか。そして私に對しては十一月に、持ち合わせがないから提出もできない、こうおっしゃつて、その以前に八月の段階で詳しくこの中身を質問すると、そのとおりでございしますというふうなことで、きょうもやはり知つておられるわけですね。そして、その中身の重要な部分についてはもちろん御存じなわけですからね。だからそんなことについてはやはり十分準備をしないと、法案の審議というのは、これは国会にとつては一遍決めてしまえばもうもとへ戻らないものですからね。そのことを最初に申し上げたいと思ひます。

それからもう一つ、八木先生には大変申しわけありませんが、先生の一日の質問の中でメモを要求されました、メモが出ておるわけですね。これを見まして、何一つ肝心のことは答えがない中身なんですよね。だから結局、本改正案が対象とする埋設可能な放射性廃棄物の実体的定義はこれではわからないわけですね。上限値もあるいは無拘束限界値も不明でしょう。そして現在安全委員会が検討中だ、こうおっしゃるわけですが、この法律の最も肝心の部分、これがいわゆる実体的な定義だと思ひますよね。それを政令に委任していく。政令に委任していくだけではなくて、どういう数字が盛り込まれるのかさき白紙である。こういう最も重要な事項が全くやみの中でこの法案が審議されようとしている。法の枠組みだけをつくれといつて、そしてその後でどういふふうに進めるかわからぬ。一番肝心の部分、国会としてそれに責任が持てるのか、国会として国民に責任が持てるのかということを考えますと、こういう状態でこの法案を審議していいのかどうか、全くやりきれない思ひです。質疑を聞いているのが現状でございします。これについて明確な態度をしていただかないと困るのです。いかがでしょうか。

○辻政府委員 現段階で御指摘のような具体的な数字を定める段階にまで至っていないということ、先日来る御説明いたしましたとおりでございます。今回の改正法案におきまして政令、府令等に委任されます事項は、手続を規定するもののほか技術基準を定めるものなどでございます。技術基準に關しましては、科学的な見地に立つた極めて専門的な検討を十分に行つた上で客観的に定められるべきものであるところから、政令、府令によつてこれを定めることとしたものでございませう。政府としては、これらの技術基準の制定に当たりましては原子力安全委員会、放射線審議会等に御意見を伺いつつ、慎重に検討を進め、安全性の確保に万全を期していく所存でございます。

御指摘のように、この政令は非常に重要なものでございまして、特に今回の法律では、これを制定いたしますときには原子力安全委員会、原子力委員会に諮問をするということも法定しているわけでございますし、前回の八木先生の御指摘によりましてその定め方については資料も提出させていたわけでございますので、私も勝手にいろいろな数値を決めるといふ性質のものでは全くございませんので、ひとつこの点よろしく御了承をお願いしたいと存じます。

○山原委員 これは非常に重大な問題でして、私はいろいろな法案の審議の経験も振り返つてみたのです。最近の例を申し上げますと、大臣は御承知だと思ひますが、奨学金制度の有利子化の問題が文教委員会に法案としてかかりましたね。そのときに、利子をどれくらいにするかというのが出てこなかったのです。それで審議はストップしてしまつた。利子が三％か四％かによつて家庭の父母の負担が多くなつたり少なくなつたりするということ、この利子の部分の数字が出なければ法案の審議ができないということで大問題になつた。これはもう当たり前のことでして、それであるときどういふ手段をとつたかといふと、政府の責任において利子は三％にしますということをはつきり言明をして法案の審議が行われたので

す。これは奨学金制度の有利子化の問題でございませうから、率直に言えばお金の問題なんですよ。ところが、この法律は違ふ。金の問題じゃない。命の問題でしよう。国民の安全の問題でございませう。そのときに数値が出てこないということはこの法律の一番肝心の部分が出てこないことであつて、どんな言い逃れをしよう、安全委員会でも検討中であるとか、あるいはIAEAがこういうふうに出てくるかといふことをおつしやつても、この数字が出てこなければ、国民の安全を守る立場で審議しているこの国会としては、この委員会としては審議することができないのは当たり前なんです。このことがわかりませんか。

○河野國務大臣 先生が御指摘になりましたケースは私も記憶が余り定かではありませんが、おつしやられればそういうことがあつたなということ、今思い出しているわけでございます。おつしやるように、利子の問題はすぐれて政策上の問題でございまして、金目といへば金目でございませうが、金目であると同時に政策的に幾らに決めるかという問題でございませうが、今御提案を申し上げ、御審議をいただいておりますものは、これはまたすぐれて科学的な問題でございまして、この科学的な数値をどういふふうにするかということ、ぜひ皆様方にその手順、手続等について御審議をいただいて、専門家の集まりでございませう原子力委員会あるいは安全委員会の専門部会を初めとする専門家の人たちに、今まさに先生がおつしやつた命の問題を初めとして、一番大事な数値については科学者の英知を集めて判断をしてもらふということ、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

（矢追委員長代理退席、委員長着席）
○山原委員 率直に言つて、国会としてこういうことを白紙委任をすることになりますから、これは国会としては私ではできないと思ひますよ。
○河野國務大臣 山原委員に大変恐縮でございませうが、先ほども御答弁を申し上げましたけれども、重ねて大変恐縮でございませうが、原子力委員とか原子力安全委員というのは国会で御承認をいただいた人たちでございまして、必ずしも白紙委任といふのは当たらないのではないかと、こゝに思ひます。と同時に、ここで国会におきましてその手順、枠組みといふものを御審議いただくわけでございます。その手順、枠組みの中で全行政当局の同意で決められるということではないわけでございます。国会で御承認をいただいた権威者の人たちの判断といふものを踏まえて数値を決めていくということでございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

○山原委員 もちろん、原子力安全委員会は長官がおつしやるのとおりです。けれども、では原子力安全委員会が今まで無傷であつたかといふと、そうではない。あの浜岡三号炉の問題にしまして、いわゆる地震の震源域の上に三号炉をつくるということに対して、通産省がこれを認めると原子力安全委員会はそのまま認めていたでしよう。そういうことを考えますと、私どもは、信用するわけにはいかぬとまでは申しませんけれども、しかし、その結論が出るまでこの法案の審議を待つていいのではないかと。それは国会としては当然要求すべきことであつて、議員として、また大臣としてお務めになつていらっしゃる長官には私がおわかりになつておるのです。それが一番肝心のものが欠落して枠組みだけつくるといつたつて、これは全く責任が持てないことになるわけでございますから、この点はわかつていただきたいと思います。

○辻政府委員 浜岡三号炉の問題につきましましては、原子力安全委員会は通産省のやつたものをそのまま認めたわけではございませんで、原子力安全委員会独自に安全審査を十分に行ひまして、立派に安全審査指針に適合しているという判断のもとに許可に合意する答申をしたわけでございます。安全委員会は立派に機能しているといふふう

に言つてよろしいかと思ひます。御指摘の問題につきましましては、現在具体的に濃

度上限値あるいは無拘束境界値の数字を決めるまでに至っていないといふことは、先般来る御説明におきましては、この政令においてどういふことを書きますかといふことを書類に記載して提出いたしたわけでございます。この書類の中に、明らかに国際原子力機関、IAEA等の検討も踏まえて安全委員会が厳正に検討した上で数値を決めていくという考え方も記述してあるわけでございます。参考資料といたしまして、このIAEAで考えられている濃度あるいは原子力安全委員会今後決めていくという考え方についても、その報告書のコピーを写しまして資料として御提出申し上げておるところでございます。具体的な数字は今決められませんが、こういった考え方、安全問題について十分な検討を踏まえた上で決めていくわけでございますので、この点につきましては原子力委員会及び原子力安全委員会にひとつお任せいただきたいと思います。

○山原委員 私は例を出して、これは見解が違ふから、安全委員会は浜岡三号炉については十分な審議をした、結論を出したと言われる。そうなるべくと、例えば今度この上限値数値につきましまして、安全委員会は独自の立場で検討されとおつしやるでしよう。ところが、私たちが考えておることと全く違つた結論が出る可能性だつてあるわけではよう。でも、それは慎重審議をして独自の立場でやりました、こう言う。浜岡原発の場合だつて、見解の違ひはあるけれども、東海大地震の震源域の上につくるといふのです。これは当然安全委員会として歯どめをかけるとか何らかのことがなければならぬにもかかわらず、この浜岡のことは言ひませんで、浜岡のことを言う

と話がそれていきますから。けれども、それと論理が一結じやないですか。安全委員会でやりま

ない。どういふ結論が出るかわからないわけではない。それから、いただきました資料の中には、これは「浅地層処分」の対象とすることができ、低レベル放射性固体廃棄物の濃度上限値及び放射性物質として拘束することを考慮しない無拘束境界値が安全規制上重要な基準値である。こう書いて「この濃度上限値は、処分される廃棄物の放射性レベルが無拘束境界値以下に低減することが有意に期待できることを基本として導かれる。」これだけでしょう。IAEAだって余り安全だとは言えないのですよ。IAEAは海洋投棄の問題で失敗しているでしょう。あの海洋投棄のとき、IAEAが大変甘い数値を出して、特にプルトリウムについての基準値の案が非常に甘くて、我が国の学者からも批判がありまして、そしてこれを改めた例があるわけですね。

そうしますと、あなたがおっしゃるように原子力安全委員会の検討があるから大丈夫です、あるいはIAEAの考え方、これも単に考え方にすぎないわけですね。ましていわんや低レベルについては何も書いていない。そんなあいまいなものをここで信頼をして、恐らく国民が安全なものが出るであろうなどということでは法律を審議をしていいのかということ。私は、これは幾ら考えましても、法律の肝心の部分が明確にならなければ、法案の審議というのはむしろ不可能に近いものだというのが国会側としては当然の見解だということを重ねて強調したいのですが、これについての御返事をいただきたい。

○辻政府委員 先ほどIAEAのお話でございまして、IAEAが既に誤りを犯しているというお話がございましたが、IAEAが失敗を犯したというところは私聞いておりません。IAEAは世界のこの分野における第一流の学者を糾合して、諸般の安全規制を定めているところでございます。海洋投棄が今日推進しないのは、科学的に非常に不安全だからということではございまして、むしろ政治的な理由によりこれが実行できないとい

うのが実態でございます。

ここに書いてございまして、そのIAEAにおきまして世界の科学者が集まりまして定めた放射能濃度の規制免除ができる濃度の線量、あるいはそれに関連して規制免除できる放射能濃度のIAEAの報告書のとめてございまして、原子力安全委員会も日本におけるその道の専門の、しかも最高の学者を集めまして慎重なディスカッションをして決めるわけでございます。この提出いたしました資料は、十月における規制基準の定め方の基本方針を示したものでございまして、その後これを踏まえて、具体的数字につきましては先ほどのIAEAの数字、それからこの規制基準の定め方につきましても検討し、その数字の確定につきまして作業を進めているところでございまして、ぜひ安全委員会あるいは原子力委員会にこれらの数字の決定はお任せいただきたい、かように思うわけでございます。

○山原委員 原子力安全委員会、IAEAもすぐれた学者を集結して検討される、それはわかります。それからまた海洋投棄については、IAEAの基準の甘さではなくて政治的な情勢があったというお話ですが、しかしこの問題だつて政治的情勢はあるわけですよ。住民の方たちが反対しているとか、いろいろな情勢があるわけですね。それからまた、海洋投棄の問題については世界のすぐれた科学者を集めて結論を出したとおっしゃるけれども、日本のすぐれた科学者だつてあのときにはその数値の甘さを指摘したわけですからね。三宅泰雄博士なども指摘しているわけですよ。だからそんな一方的なことを言われて、原子力安全委員会には日本のすぐれた科学者たちが集まっていることは、事実と認めるとしても、じゃそれにすべてを私たちが依存していいのかというところになると、またこれはとても納得できるお答えではない。

それはあなた方も信頼している原子力安全委員会というものがあから大丈夫だとおっしゃるかもしれないけれども、考えてみれば、考え方の違

いもあるし、また、その数値について厳しさを要求する者もおられるのは当然のことであつて、そこら不明のままこの法案審議を続けるということ、私どもこの委員会をストップする権限はありませんけれども、これはこの委員会の理事の皆さんにもお集まりをいただいて、衆知を絞つてこの問題をどうするかというのを一通話し合わないといふこの審議はなかなか進めにくいし、進まないと思ひます。したがつて、安全委員会が検討されているならば、これはいつ結論が出るのですか。結論が出てからだつてちつとも構わないじゃないですか。いかがですか。

○辻政府委員 原子力委員会及び原子力安全委員会は、原子力利用に関する行政の民主的な運営を図るために両委員会設置法によつて設置されまして、先ほど大臣も申し上げました両議院の同意を得て任命された委員により構成されるものでございまして、また専門委員、審査委員として多数多分野の学識経験者を擁しておるわけでございます。このように原子力委員会及び安全委員会は、民主的な手続のもとで原子力利用に關し権威ある専門家から幅広い御意見を聞かしていただく場として最もふさわしいものであり、原子力行政のスキームがこの両委員会設置法において定められていまして、この委員会の決定する安全基準に従つて行政を進めていくというのが今日最も正しい行政の進め方ではないか、かように思つておるわけでございます。何とぞよろしく御了承をお願いしたいと思ひます。

○山原委員 最もすぐれた科学者の結集した委員会であるということ、それが民主的な運営というところをおっしゃる。それは結構です。でも、それだけ民主性というものと科学性というものを強調されるならば、我々も科学性を要求したいですね。枠組みだけつくつて、もつと科学的な、しかもこの法律の一番肝心の精神にかかわる部分、しんの部分、それがわからないという非科学性でこの科学技術委員会が審議を進めていいのかという

ことを逆に反論できますよ。その点はいかがですか。

○辻政府委員 この考え方の中に相当科学的な考え方方も含まれているわけではございまして、私ども提出した資料によりまして、少なくともこの境界値というものがどういふ考え方でも設定されるかというようなことは明らかにしたつもりでございまして、具体的な数字につきましては、まだできる段階ではございせん。今検討中でございまして、この夏ごろまでにはできるといふふうに私も思つておりますけれども、そういう段階でございまして。今日の段階ではこの基本的な考え方をお提出するだけでございまして、科学的な理由も含まれているわけではございまして、よろしく御了承いただきたいと思ひます。

○山原委員 考え方が出ていましておっしゃいますけれども、これは無拘束境界値についての考え方示されているだけなんです。だから、そういうふうにおっしゃいますけれども、もう時間がなくなつてしまつたから私はこの問題については日を改めて御質問申し上げたいと思ひますが、これは委員会をお開きになつて質問を展開しましたが、またここで突つかかつてくるのです。それはもう当然皆さんがお考えになつておるわけであつて、このまま審議を続けて、そして最終的にはこのままの枠組みだけの法案を採決すると言われましても、これは与野党合めて随分疑問を持つたままの審議経過になるといふことを考えますと、私はこれでおきますけれども、委員長におかれまして、今まで随分繰り返していただいている質疑の中身でございまして、また御検討もいただきたというところを御質問申し上げまして、きょうの質問はこれで終わります。

○大久保委員長 この際、両案審査のため、参考人各位から御意見を聴取いたします。御出席願ひます参考人は、青森県知事北村正武君、電気事業連合会副会長長野澤清志君、日本原燃サービス株式会社代表取締役副社長長野村顯雄君、

ただいま、原子炉等規制法の改正案についてどう考えるかというお尋ねでございました。今国会に提出されております法改正の主な内容は、第一点が廃棄物埋設及び廃棄物管理の事業について許可制度を設け、その規制に関して所要の規定の整備を図るということだろ うと思います。第二点は指定検査機関等に溶接の検査等を行わせることができることとし、これらの改正に伴う規定の整備ができる、こういうふうに承知いたしております。

さらにまた溶接検査等の代行制度の導入につきましては、高速増殖炉「もんじゅ」、民間再処理工場等の建設に伴いまして原子炉等規制法に基づく検査業務等の大幅な増加が予想されますことから、やむを得ないものと受けとめているのであり

実は私は岡山出身の代議士でございまして、岡山にはウランの人形峠というのがございまして、今まさにウラン濃縮の原型プラントというものが大規模な実験的な段階で稼働いたしておるわけでございます。それが所在をしているのが人形峠のございます上斎原村というところでございまして、この上斎原村は、ウラン濃縮のいわゆるテストプラント、原型プラントを誘致することによ

改正に對しまして、電力の立場を申し上げたいと思ひます。

私どもも、各電力の放射性廃棄物を集中して管理または埋設する場合には、専門の廃棄事業者によ

安全確保の責任を集中することが、むしろ責任体制を明確化する上で適切と考える次第でございます。電気事業者としても、日本原燃サービス株式会社には発電所から出る低レベル廃棄物を取り扱わせる方針ですが、両社とも電力の三分の二以上の出資、すなわち現在、原燃サービス資本金二百億円の約七〇％、原燃産業資本金百億円の約七六％により設立したものでございます。両社が将来にわたって健全に事業を実施し得るよう、経理面、技術面等全面的な支援を行ってまいりたいと思ひます。人的にも、現在両社合わせまして三百六十名中約二百名の要員を電力から投入しております。

この二社が仮に経営上窮地に陥るような場合が発生したときは、全電力を挙げて万全の体制で支援してまいりますので、日本原燃産業、日本原燃サービスの両社の存続性に不安を生じさせるようなことは決してございせんので、御理解を賜りたいと存じます。

○平沼委員 今の、一つの支援体制を電力各社が協力をしてやる、こういう力強いお答えをいただきました。私も大変安心をしているところでございます。

いろいろお尋ねしたいことがあるわけでございますけれども、次に、この原子燃料サイクル立地を受け入れるに当たって、今ちょっと知事とお話をしたわけでもございますけれども、地元の発展振興、そういうものに関して地元がそういうものを期待するということは私は当然だと思うのです。現に、地元である青森県として六ヶ所村は、施設の安全確保と地域振興への寄与というものを大前提にして協力体制を組む、こういうことになつておるのです。受諾したと私も聞いておりますけれども、この地域振興問題について事業主体としてどのようにお考えか、その辺、原燃産業の大垣社長お見えでございましてけれども、ぜひお聞きをいたしたいと思ひます。

○大垣参考人 原燃産業の大垣でございます。お

答へ申し上げます。

御指摘のとおり、私も計画いたしておりますような公益性が高く、かつ大規模な施設の立地は、地元地域の御協力がなくては実現できないものでございます。地域との恒久的な共存ができれば、重要なことには、地域振興への寄与が極めて重要であることを十分認識をいたしております。したがって、私も、地元青森県並びに六ヶ所村と昨年の四月に締結をいたしました原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書におきまして、原燃サービス、地元の建設、管理運営の各面での諸業務に係る地元参画、地元雇用あるいは関連教育研究機関の設置等、広く地域振興施策の推進に協力する旨を取り決めたお次第でございます。具体的な方策につきましては、今後計画の進捗に合わせまして地元雇用、地元企業の活用など、いわゆる地元参画につきましまして、基本協定の趣旨にのっとりまして、県御当局を初め関係方面とも調整を図りながら、最大限の努力を払つてまいり所存でございます。

○平沼委員 その点について具体的に少し詳しくお尋ねしたいと思うのですが、原燃産業株式会社としては、まず六十一年度の地元雇用状況は二社合計どのくらいか。

さらにまた、事業の実施に伴い必要となる附帯事業についてはどういふお考えを持っておられますか。

三点目としましては、事業の実施に伴う地元への波及効果、これは当然あるわけでございますけれども、その波及効果というのはどういふふうに見られてゐるか。

また四番目として、関連企業の誘致についてはどういふ企業を誘致するか、まだ固まっておりますかと思ひますけれども、そういったところをあらましお聞かせいただければと思ひます。

○大垣参考人 お答え申し上げます。

第一点の地元雇用の促進の問題でございますが、両社合わせまして六十年度に採用いたしましたのは十名でございますが、六十一年度に青森県

内から採用いたしましたのは三十三名でございます。現在両社それぞれ現地に建設準備事務所を持つておりますが、この現地の要員は八十五名でございます。また、ただいまそのうち四十三名、約五〇％の方が地元採用の方でございます。そのような状態でございまして、今後とも、来年、再来年も、そういった基本的な姿勢を続けてまいりたいと考えております。

それから、具体的な地域振興の問題についてでございますが、まだ現在は立地調査の段階でございまして、具体的なものはたまたまの現地事務所運用にかかわる問題の程度でございますが、これから準備工事、本格着工等に入りますとかなり関係者がふえてまいりますので、その際、日用品とか諸物資の地元調達につきましても優先的にやつていくことを考えております。

また、この効果の問題につきましては、私どもの社員あるいは業者等の具体的な地元の問題以外に、観光客とか見学者の増加によりまして経済効果も大きいのではないかと。現在、とりあえずサイクリングについての御理解を得るために六ヶ所村にPRセンターをつくつておりますが、これなどは昨年の十月以降でございまして、冬の期間を挟んだにもかかわらず既に八千名を超える方々がごらんいただいております。予想を上回る御来館を得ております。こういったようなことも効果の一部ではないかと考えております。それから、電源三法交付金の交付もございまして、これによりまして地域の影響プラスというの大きいものじやないかと考えております。また、各種施設運開後の固定資産税の増加といったようなものもございまして、御期待にこたえられるのではないかと考えております。

関連企業の問題につきましては、十分協定の趣旨に従つて進めるつもりでございますが、現在まだ具体的な企業の進出という状態にはなつておりません。

○平沼委員 持ち時間が参りましたので、まだお

聞きたいことがたくさんあるわけでございましてけれども、地元の振興というものが地元住民の理解を得る意味での一番のポイントだと思ひます。したがって、その辺はきめ細かく、そしてまた十分波及効果が出るように、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますのでございまして。

大変持ち時間が短かつたものですから、これをもちまして私の質問を終わらしていただきます。参考人の皆様方、本当にありがとうございました。

○大久保委員長 関晴正君。

○関委員 参考人の皆さん、大変御苦労さまです。社会党を代表して、関晴正です。

まず第一に、北村知事にお尋ねしたいと思ひます。

全国どこでも核のごみなんかは嫌だと言つてこの県の知事も断り続けられておつたものを、ひとり青森県の知事である北村さんがオーケーと引き受けになられました。その理由はどこにあるのか。青森県になかなか盛岡以北の新幹線が来ないから、新幹線が来たらもううたむにも国の要請を受けた方がいんだというふうなお話もよく聞くわけでありまして、また、地域発展のためにこれが役に立つんだということもお話をしているようであります。このごみは、地域をつぶすことになつても地域の産業を発展させるというところはなかなか難しい。さればこそ酪農に精を出しておる諸君たちも困ると言つておるし、漁業に精を出しておる諸君たちも困ると言つておるわけですね。それをあなたは昨年の四月九日に強引にもその方向をとつてしまひまして、今県内では四月九日を忘れるなどといった集会を毎年持とうじやないかということ、ことしもまた持たれたわけでありまして、そういう点において、本当に基本的にこれを受け入れて町が発展すると思つておられるのだからかという点でお答えをいただければと思ひます。

○北村参考人 どこでも嫌と言つてはいるのに青森だけがということでありまして、今お話をいただきました平沼先生の岡山でも、既にウラン濃縮は

やつておられる。今この後、コマースのプラントまで受け入れることを企画された。あるいは茨城県東海村では早くから再処理を含めてこれを受諾し、現実工場を設営しているわけでありまして、ひとり青森のみがということでは必ずしも当たらないのではないかとこのことであります。

それはそれといたしまして、私の考え方は、事国策に属する重要な政策であれば、民生安定上支障がない限りこれに協力する、こういう態度を堅持しているわけであります。従来とも、原子力船「むつ」もございいます。あるいは大間のATR、あるいは原子力発電所、東電、東北電の発電所、いろいろなものがあるが、計画されているわけであります。これらに対しまして、国の立場から重要な事業と目されるわけでありますから、基本的にはこれに協力をするのだ。ただし、協力するといつても、それが地域住民にとって著しく民生安定上の問題を引き起こすということであれば、これはやはり考えなければならぬ。民生安定上と申しまして、中心的な課題はやはり安全性の問題であろうかと思ひます。その安全性を確認しない限り協力受諾は困る、こういうことで、安全性の確認のために大変に努力したつもりであります。

何分にも素人の集まりである県という集合体、これだけで安全性を確認するといつても、それは言うべくしてなかなか困難なことでもありますが、専門家を十一人でありまして、委嘱をいたしまして、安全性についての判断をお願いしたことは御承知のとおりであります。その専門家の選び方に問題がある、推進派ばかり選んだじやないか、こういう言われ方をするのでありますが、私どもの選び方は必ずしもそういうことでなくて、公正に判断していただける学者及び実務家、実務者、こういう方々に判断をしていただいた結果が、このサイクル事業は基本的には安全性を保ち得る、基本的には安全である、こういう結論をいただいたわけでありまして、これが大きなよりのことになっていることは事実であります。

実であります。そののみをもって安全性を判断したわけではない。当然のこととして政府関係機関の御意見も承りましたし、私ほか関係者もつて、国内、国外の参考になるような、同じ仕事をやっている工場なり場所をできるだけ調査もいたしました。私の場合は、岡山の上瀬原のウラン濃縮工場であるとか東海村であるとか、国外ではフランスのラアグ、あるいはオランダのアルメロ、ドイツのグラーベン、グロナウ、いろいろあるわけでありまして、それらを回つたりして、素人ながらも調査することに努めました。

また、何よりも県内世論を確認するということが大事だといふ考え方のもとに、二回にわたつて県内の各種団体にお集まりを願つて考え方を伺ひいたしました。その際に特に意を用ひしたのは、初めに知事の意見ありきということでは本当の意見の意見の酌み取りにはならないだろう。初めに知事の意見ありきということではなく、知事は一切是も非も言わないままに、団体の皆様方、学識経験者の皆様方の御意見を徴したわけでありまして、二回にわたつてやつたわけでありまして、三百数十名、大体三百五十名見当、積極的な反対意見は全く見られませんでした。圧倒的多数が受け入れてしかるべし、協力してしかるべし、こういうことでありまして、その現実を踏まえなければならぬ。何もつくり上げて、でつち上げて賛成世論をまとめたという事情は全くないわけでありまして、さらにまた、政府の考え方を確認しなければならぬ。政府の政策上のポジションがどうなつておるのかを科技厅と通産省、主として二つでありまして、さらに中曽根総理にも打診をいたしました。いづれもが大変重要な国策ないしは国策的の事業であるわけだから積極的に協力してくれ、こういうことでありまして、同時にまた協力を依頼するだけでなく、政府としても可能な限り万全の支援態勢、事業主体は民間会社ではあるわけでありまして、国の立場で極力これを支援していくんだという趣旨の御意向を確認することができた

わけでありまして。さらにまた、大事なのは地元六ヶ所村であります。これがどつちを向いておるのか、イエスなのかノーなのか、この辺が大変問題になるわけでありまして、これも十分確認をとつたつもりであります。明確に六ヶ所村はこれに協力受諾をしたという意向を、私に文書をもつて示しました。あれやこれや、意外に早く事が進んだんじゃないかという批判、御指摘も世間にはあるわけでありまして、時間の問題でなくて、どういう手順を経て、どういう手法を用いて県民世論を、安全性を確認できたかということについては非常に重視したわけでありまして。こういうことの結果、協力受諾をいたしましたわけでありまして。

新幹線についてもお述べになられたわけでありまして、新幹線を盛岡から北へ延ばすこととサイクル事業を県内に立地していくことは何ら関係がないわけでありまして、新幹線は新幹線なりの相当深刻な事情を踏まえておられるわけでありまして……(関委員)もういいんだ、時間がないんだよ」と呼ぶ。答えさせてください。それからサイクル事業にはサイクル事業の背景が十分あるわけでありまして、これを取引するということとはどう考へても現実的な問題ではないわけでありまして、その辺のことをよく話にされたいです。それと、それから、地域メリットはどんなことを考えて地域メリットと、こう言つて……(関委員)そこはいいいから、時間がないんだよ、それでいいからお座りください」と呼ぶ、その他発言する者あり。○大久保委員長 北村正武君、一応ここで……。

○北村参考人 あと全部立たなくてもいいわけですか。

○大久保委員長 一応お座りください。○関委員 時間がないものだから、聞いています。とにびつと答えてくれればいいのです。新幹線の問題は、これは国策に協力する意味では、知事も核燃のサイクル基地を交換条件にするとは言わなければならない、そういう構えがあったことだけは確かであつたのですが、きょうは完全

否定されましたから、それはそれで聞いておきます。

そこで、私は今知事にもう一つ聞きたいのは、現地では、泊の漁業協同組合がとにかく大変な勢いで賛成だ、反対だといふことがあつて、その片一方の旗をあなたが持ったおかげで余計にエキサイトしてきている実態があるのではないだろうか。それで私は、特に泊の漁業協同組合の一月十日の総会の決議、これを尊重することが大事だと思ふのだが、数時間かけて決められたこの決議がわきに置かれちゃつて、そして三月二十三日にわずかに二分足らずで終わつたという総会の決議の方が重んぜられて事を運ぼうとしているわけですか。このことについては大変な誤りではないだろうかといふことが一つ。

それからそれに関連して、原燃サービスや電事連の方では、とにかく海域の調査の同意は受けたのだからしやにむに進む、こういう構えがあるようです。これについては、現地を訪問された河野長官が、そういうことがあつたにしても丁寧に扱え、そういうお話をされてきたと聞くのですが、このことを踏まえて当てるつもりでいらっしゃるのかといふことと、何が何でも同意といふことがあつたと見てしやにむに進むのだ、こういうふうにしておられるのかといふこと。

それから高木さんには、せつかくおいでになつておりますから、あの青森県の大ヶ所村の状態、あの地域というものは、地質的に見てあるいは科学的に見て適切な場所だといふことが言えるのかどうかをお知らせしていただければ、こう思ひます。

○大久保委員長 知事と高木先生だけでよろしいのですか、御答弁は。

○関委員 電事連、核燃の方からも……。

○北村参考人 何点かの御質問でありまして、やはり時間が問題になるかと思ひますが、さればとて間違つた答え方も困るかと思ひます。一月十日の決議を尊重しろといふことでありますが、御承知のとおり——御承知のとおりと言え

ばやはりまずいのでしょうか、流会になった総会でありまして、その後の集会における取り決めとか動きは、私どもはこれを認知しないわけでありす。流会されたもの、こう今でも考えております。

同時に、三月二十三日の総会につきましては、組合長からの報告によつて合法的に——形は確かにやや異常な形ではありましたが、それはやはり背景が実行行使ということ、大変緊迫した環境の中で運ばれた、こういうことであるから、形はなるほど問題にすれば問題になる点があるかとは思ふのでありますが、全体として正当な決議がなされた、こういうふうな思つております。

それから、海域調査についてしやにむに、お言葉をかりればしやにむに突き進めるのか、こういうことではあります、海域調査に対する関係漁協全部が今日の段階では受諾をいたしております。調査してよろしい。してみれば、これを受けて事業主体がどう判断していくか、どう対応していくかは、事業主体の問題だと思つております。

河野長官がでるだけ現地に懇切丁寧に対応するように、私ももうそうであつたかもしれせんが、電事連と原燃二社の関係に向けてそういうお話をしておられたのを私はそで承りました。この御注意は、私ももとつてもやはり同じ注意を、あるいは戒めをしていかなければならぬなというふうな考えておりますし、従来ともそのつもりで対応してきた、あるいは指導してきた、こういうふうな考えております。

○野澤参考人 野澤でございます。お答え申し上げます。

本年三月二十三日の泊漁協の総会は成立したとして、両事業者は海域調査を実施するつもりで、臨時総会で調査受け入れを決定した旨を板垣組合長より承りましたので、今後所定の手続を経た上で調査に着手したいと考えております。

○高木参考人 高木でございます。お答えいたします。私、以前からも行つておりますけれども、この

問題が出てから何回か現地に足を運んで、現地の立地条件も見せていただきましたが、問題は、特に再処理工場及び低レベル廃棄物施設かと思ひます。

再処理工場にしましては、現在、セラフィールド再処理工場の汚染等々が世界的にも大変問題になっておりますように、大変環境汚染の可能性の強い施設であります。しかも、現在の予定地点はかなり内陸部に入つてしまつて、かなり長いパイプラインを引いて海に放射能排水を放出しなければならぬという条件もありますし、地盤的にも決して強固な場所ではない。それから、概してあの辺は非常に漁業の盛んなところでありまして、放射能の海洋放出あるいは大気中への放出は、漁業及びあそこで行われております酪農に対して決つていい影響を与えないというふうな考えます。

特に、この計画ですと、再処理工場の規模、ウラン処理能力年間八百トンという計画でございますけれども、これは現在の東海再処理工場の、現実にはそこまで行つておりませんが、最高に処理しての話で二百十トンの規模からすると、約四倍の規模に当たるわけです。しかも現在、東海再処理工場はそれよりはるかに低いレベルで稼働が行われてゐるわけですが、にもかかわらず、かなりの液体及び気体の放射性廃棄物の排出が見られます。現在の東海再処理工場のウラン処理能力に比例してこの再処理工場が本当に八百トンレベルで稼働したとすると、現在の東海再処理工場の放射性廃棄物の管理基準を上回る放射性廃棄物の排出になるということが当然予想されるわけ、この規模の再処理工場をあそこにつくことについては極めて大きな疑問があるというふうな考えます。

それからもう一つ、三千トンという使用済み燃料をあそこ集中貯蔵することになつてゐるわけですが、これは世界的ないろいろな例を見ても、ちよつと私たちの知るところの例がない巨大集中でございます、使用済み燃料というのは原発か

らの死の灰を集中的に蓄えた物質でありますから、これだけの集中貯蔵というのは極めて大きな危険性を一カ所に集中させることになるので、非常に賢明ではない計画だといふふうに思ひます。

それから低レベル廃棄物についても、今ここで問題になつております。今度の法改正が行われまうと、埋設処分ということが可能になるわけですが、埋設処分というよりは処分施設というところになつております。これは青森県では、この施設は最終貯蔵施設と説明されてゐたといふふうに私了解しておりますけれども、実態的には処分施設になつていくということで、特にあそこは概して地下水の豊富などでありまして、地下水汚染、そのまた酪農や漁業への影響ということが非常に大きく心配されるのであります。

以上です。

○関委員 では、終わります。

○大久保委員長 小澤克介君。

○小澤(克)委員 委員の小澤でございます。参考人各位には、まことに忙しいところをありがとうございます。関委員の残された時間を含めて三十分強お尋ねしたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

まず、石橋参考人にお尋ねいたします。

先生が会長をしておられます日弁連の公害対策環境保全委員会第四部会において、核燃料サイクル施設計画に関して調査をなされたと聞いておりますが、その結果及びそれらを踏まえた御意見をまずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○石橋参考人 日本弁護士連合会の石橋でございます。

日弁連では、昨年の四月から六ヶ所村に立地予定されております核燃料サイクル施設に関する調査研究をしてまいりました。その主な項目は次のとおりです。

一番目は再処理の実態について、二番目は電事連と県知事が環境影響調査をする前に立地要請と

受諾決定をしたことについて、三番目は県知事の県論の集約の過程について、四番目は電事連と原燃二社、電力会社との関係について、五番目は一般的なことでありますが、原子力の政策決定のシステムと法体制についてであります。

これらの項目について現在までに実態調査をしたところは、次のとおりであります。動燃事業団の東海事業所、青森県庁、六ヶ所村役場、県農協中央会、県商工会連合会、県労働会、六ヶ所村商工会、漁業協同組合、酪農協同組合、県内住民団体、日本原燃サービス東京本社、六ヶ所建設準備事務所、日本原燃産業東京本社、六ヶ所建設準備事務所、電気事業連合会、アメリカ・ニューヨーク州ウエストバレー再処理工場、アメリカ・ワシントン州ハンフォードサイト、アメリカのエネルギー省と原子力規制委員会、以上でございます。その内容なり結果といふことでございますが、まだ調査は継続中でございますので、意見については差し控えていただきますけれども、調査によつて得られた主な内容について申し上げます。

まず再処理については、先ほど高木さんの方からお話がありました、動燃は年間の再処理目標を当初二百十トンにしておりました。そこで、五十二年から六十年までの再処理の合計数量が二百二十トンでございます。これは年間にならしますと約二十四トンということ、年間目標の割増ということになつております。御存じのとおり、五十八年にはR10とR11の溶解槽の事故がございまして、再処理の仕事はほとんどやつておりません。この再処理勘定はどうなつてゐるかといひますと、五十七年度は総費用が二百七十一億円、そのうち、再処理によつて得られたプルトリウムなんかを売つておりますが、それが四十四億円、純損失が百七十一億円、五十八年度は事故などもございまして、総費用が二百七十二億円、再処理収益が二億五千万円ほど、純損失が二百二十億円といふふうになつております。

一方、アメリカでは、民間の初めての再処理工

場と言われますニューヨーク州のウエストバレー再処理工場、これはニューヨーク・フュエル・サービスという会社が始めたのですが、一九六六年から一九七二年まで操業をして、その後は中止しております。それから、南カロライナ州のアライドケミカル社が建設いたしましたバーンウエル再処理工場は、相当の費用を使って建設途中で中止になっております。そのほか、政府が始めましたテネシー州のクリンチリバー高速増殖炉は、八割方できておったわけですが、連邦議会が一九八三年に追加予算の計上を否決いたしましたので、結局、建設は中止となっております。

二番目に、環境影響調査をする前に立地の決定をされたということがあります。

電事連なり県当局のお話によりまして、むつ小川原発計画の際の調査結果を参考にしたということがございます。そこで、むつ小川原発は石油化学プラントのプロジェクトでございますので、核燃料サイクル施設の環境影響調査対象とはおのずと違うのではないかと、こういう御意見もございました。そのほか、地質調査所の調査によりまして、この一帯は湖沼が散在しておりまして、降雨あるいは積雪が極めて多く、帯水性に富んでおるといふ報告がございます。また、むつ小川原発の環境アセスメントの報告書によっても、約八十メートル近くまで地下が泥砂性の地質になっているということがございます。それから、この立地サイトに活断層があるのではないかと、この前大学教授の御指摘もございました。また、つい最近、隣の国家備蓄基地に不等沈下の問題が起ったわけですが、これらについては県の御回答では、調査したことはいないし、今後その予定はないということでございます。それから、原燃二社、電事連からの御報告では、現在やっている事業アセスメントの結果を公開するかという質問を申し上げたのですが、結果を公開するかどうかは未定であるというお話であります。

これは、先ほど県知事さんがお話しされておりました。このことについては、例えば組合長とか市町村長がそれぞれの組織を代表して意見を表明されておられるわけですが、組合長が意見を出すに当たって組合内部で何か検討したかということについては、検討していないというようなところもございまして、あるいは、この土地は酪農などが盛んでございますが、その酪農協とか農協の中には意見を求められていないということもございました。そのほか、地元住民への説明会も、これは県と電事連の共催という形だと思っておりますが、各地で一回ございまして、しかし質問する時間がなかった、あるいは地元住民で安全性に対する疑問を持っていた方も多いわけですが、講師の方を呼んで電事連の方と一緒に聞いていただくというのを聞いていただくようお願いしているのが電事連の方では来てくれない、こういうことでもございました。これは電事連なり原燃二社の方に私どもも後に確認したのですが、そういう場には出る予定はないということでもございました。

ちなみに、県内世論アンケートについては、五十九年九月十三日付の朝日新聞、結論を「急がない方がよい」が四七％、「早い方がよい」が二七％、それから六十年に入りまして、受諾決定の前でございまして、一月一日の東奥日報、「反対」が三六・四％、「賛成」が二九・二％、「わからない」という層が三三・七％ございました。

四番目に、電事連と原燃二社、電力会社との関係でございます。

この点は、六十年四月十八日の基本協定書、五者協定というふうな呼ばれておりますが、これは原燃二社と県と六ヶ所村役場、それから立会人として電事連が参加されております。そういうことで地元では、例えば風評被害なり損害があった場合に電事連が何かしてくれらんじやないか、こういう期待といえますが、気持ちを抱いておられるわけですが、去る四月初めの電事連に対する調査では、電事連は任意団体である、したがって核

燃サイクルの費用は電力会社が負担するのだ、こういう御回答になっております。そういったしますと、この基本協定書で言う風評被害とか何かは、電事連と原燃二社とか電力会社とのつながりというのが法的にはまだ一つ不明ではないか、こういう御意見も聞いております。それから、核燃料サイクルについての損益に関する目論見書は事業主となり電事連が持っているか、こういう質問をさせていただいたわけですが、現在のところはないうこととあります。

最後の、原子力の政策決定のシステムあるいは法体制の問題でございます。これは、日本の原子力政策というものがどのようなプロセスを経て決定されて、それが実行に移されているか、こういうこととあります。

まず第一には、我が国では通産大臣の諮問機関である総合エネルギー調査会、このあたりで大枠が決まっているのじゃないか、その後で科技厅、原子力委員会、安全委員会が指針とか基本計画、こういうものを策定される、そして実施に移されるわけですね。これは例えば本件に申し上げますと、昭和五十九年七月二日に総エネの報告書が出ております。「自主的核燃料サイクルの確立に向けて」というサブタイトルがついておられますが、この後六ヶ所の核燃サイクルが大きく動き出してまいります。また、去る三月にも軽水炉技術高度化計画、こういうのも出したりしております。

そこで、申し上げるまでもなくして原子力はエネルギー源であると同時に放射能を排出する、こういうマイナス面というの、負の側面を持っているわけで、安全の問題というのは避けることはできない、こういうこととあります。そこで、安全審査はじやどうなっているのかということ、これは行政庁である総理大臣あるいは主務大臣がこの安全審査をする。今回のこの改正案についても五十一條の二、廃棄物の許可をするときは、総理大臣は原子力委員会及び安全委員会の意見を聞いてこれを尊重するといふふうになっております。これは、安全委員会は安全に関するいろんな所管事項

がございまして、独立の審査権限を持っていない、こういうこととあります。

この点、アメリカでは一九八〇年に低レベル放射性廃棄物政策法というのが御承知のとおり成立しております。その後、一九八二年に核廃棄物政策法が成立いたしました。これらについては原子力規制委員会がライセンスを発行しないとすべからず、連邦議会は核不拡散法によって環境庁なり原子力規制委員会、こういうような安全審査について評価あるいは承認をする、こういうことになっております。これは国家の安全という面もございまして、連邦議会がこのように最終的な評価、承認権限を持っている。その過程において相当大がかりな公聴会を実施しております。そのほかに、環境保護庁は独自の審査基準を持っております。

これを日本に置きかえますと、私の理解するところでは、環境庁は原子力に関しましてはほとんど審査の基準なり権限を持っていない。それから国民を代表する国会でございまして、これも日々変動する原子力政策、この決定なり推進なりについては余り関与の機会が少ない。専ら内閣総理大臣が決定して、そして安全審査もやってく、こういうこととあります。若干それぞれ任務なり機能というのを分けた方がいいのじゃないかという気持ちを持っております。

最後に、今後のこととございまして、今後は科技厅、原子力委員会、安全委員会、通産省、資源エネルギー庁、運輸省、防衛庁、防衛施設庁、これらに対する実態調査を踏まえまして、六十一年度内に報告書を出す予定でございます。

以上です。

○小澤(克)委員 大変詳細に、ありがとうございます。引き続き石橋参考人に本法案の問題点、なかなかこれまでの議論からも発生者責任の問題あるいは政令委任の問題などが主な論点となっているわけですが、これについて御意見をお

聞かせたいと思います。大変恐縮でございますが、高木参考人にもお尋ねする予定でございますので、要点でお願いいたします。

○石橋参考人 今回の問題点となっております、廃棄物の処理処分に関する法原則について申し上げます。

これは基本的には、公害対策基本法の第三条一項に、事業者はその事業活動に伴って生ずる廃棄物などの処理等公害を防止するために必要な措置を講ずる責務を有する、こういうような文言がございますが、これは事業活動に伴って生ずる、こういうことで今先生の言われた発生者責任の原則をうたい上げておるのであります。このような基本法に基づいて、我が方では廃棄物処理法、大気汚染法、水質汚濁防止法、これらにおいて発生者責任をさらに具体化しております。ただし原子力については、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、これらの損害といえますが、被害というものの発生した場合の程度、態様という観点から特別に原子力基本法あるいはそれらの関連法規で定める、こういうことであります。

具体的に申し上げますが、廃棄物処理法の三条一項は、先ほど申し上げましたその事業活動に伴って生じた責任を事業者は負担する、さらに同条の二項として、事業者は廃棄物の減量に努める、そして事業者は廃棄物の適正な処理が困難にならないようにしなければいけません、こういうことでございます。また大気汚染法の十三条一項、これはばい煙を排出する制限でございますが、基準に適合しない場合はそのばい煙の発生口において排出を禁止する、こういうことになっております。そのほか、水質汚濁防止法も全く同じ体裁となっております。これらにつきましては、私ども法律関係の者だけではなくして、廃棄物処理法の制定及びその過程からも言えるかと思えます。

まず、昭和四十五年十二月に廃棄物処理法が制定されたのですが、そのときの政府委員の浦田さんは、このように社会労働委員会でおっしゃっております。「まず、産業廃棄物、これが一番問題で

あると思いますが、産業廃棄物の処理区分につきましては、「事業者みずから処理しなければならぬ」という、いわゆる事業者の責任は明確であると思えます。」「こういうことです。それで、この法律の改正がその後五十一年にございました。このときに田中閣内閣が昭和五十一年五月十八日の社会労働委員会、「いまの問題は、私は、やはり産業廃棄物は、排出した事業者の責任である」という旗印を掲げておかなければいけません」というふうなふうに述べてあります。」「このように述べておられます。それから、この五十一年の改正案の政府の提案理由にも、この改正は、産業廃棄物の処理に関する事業者の責任を強化するのだ、こういうふうな明文化されてございます。

このようにして、いわゆる廃棄物につきましては、発生者の責任をむしろ強化する方向で官民とも来ていたわけでございます。これはなぜかといえますと、やはり発生者の責任を強化することによって廃棄物の排出を少しでも少なくしよう、こういう意図があり、また、実際に水俣病など四大公害訴訟の現実などからもこのような法律となつたように考えております。

それから、廃棄物処理法の十二条には、事業者はこの運搬とか処分を委託することができるといふような文言もございまして、委託というのは、委任あるいはこれに類似する概念でありまして、売買とか、そういう物を譲渡してしまふというふうな概念とは全く異なりまして、その法的主体はやはり委託者であつて受託者ではない、またその責任も委託者に当然帰属する、こういうふうな解釈されるわけであります。

そういう観点から、今度の改正案の五章の二で、廃棄事業あるいは廃棄事業者という制度を新設しておられるわけですが、これについては発生者責任という大原則をやめ、また同時に従来の政府の見解とも根本的に違ふ、こういうふうな考えます。

それから次に、簡単に申し上げますが、今回の改正案に限らず、原子力関連法案においては政令

に委任している事項が非常に多いように見受けられます。これはもちろん申し上げるまでもないのですが、法律は政令の上位概念でありますので、法律の重要な事項あるいは法律で何か制限を加えている場合は、それを緩和する方向で政令に委任するということはできないというのが一般的に考えてございます。その点、今回のこの廃棄事業の概念として、五十一条の二の一号と二号で埋設というものとそれから管理、こういう規定がございますけれども、その内容が私どもにはまだ全然わからない。それは何かといえますと、政令で決めるのだ、こういうことになっております。しかし、この問題で一番重要なものは、やはりこの埋設なり管理する廃棄物の安全確保についてでありますので、その具体的な内容を政令に委任するということは、これはむしろ白紙委任に近い、このように、私の個人的な見解ですが、考えております。

次に、やはり今回の法案の六十一条の四十一など確認機関というのを設けております。内閣総理大臣あるいは主務大臣は、廃棄物の確認とか運搬物の確認あるいは運搬方法を確認するときに、その全部あるいは一部を指定の機関に任せる、代行できる、こういうようなことだろうと思っておりますが、これは検査業務の代行のこととも言われておりますけれども、むしろ私としては、検査というのは事実行為でありまして、確認というのは一つの法律行為であり、行政処分である。その内閣総理大臣あるいは主務大臣の持っている行政処分の権限を民間に代行いたしますか、移譲いたしますか、そういうことが果たしてできるのかどうか、こういう疑問をもちまして持たしました。それで、日弁連の意見としましては、先ほども申し上げましたように調査がまだ継続中でありまして、本件の法令の問題につきましては、やはり法体制あるいは基本的な法原則、そういう面から私どもとしては賛成しかねる、こういう結論でございます。

以上でございます。
○小澤(克)委員 大変貴重な御意見をどうもありが

とうございました。

引き続いて、高木参考人にお尋ねいたします。高木参考人は、名簿では単に原子力資料情報室世話人となつておられますが、東京大学を御卒業後、民間の原子力関係の事業にお勤めになり、その後、東京大学原子核研究所の助手をされ、その後、西ドイツのマックス・プランク核物理研究所で研究員などを務められ、都立大学の助教授を最後に退官された、このように聞いており、かつ、核化学が御専攻であつて、廃棄物などについては最も御専門であると聞いておりますので、私の残り時間は二十六分までしかございませんが、恐縮でございますが、今回の法案、とりわけ廃棄事業を独立の事業として認め、埋設あるいは管理を行わせることにしておりますが、これらについて化学者としての立場から御意見を伺いたいと思つて

す。
○高木参考人 お答えいたします。

極めて時間が短いので、端的に問題点を言わせていただきます。

先ほど石橋参考人の方から、発生者責任の原則にかかわる問題がありましたけれども、その他を含めまして、今回の法律の一部改正案は、安全という観点から私たちが到底容認できないものであるというふうに考えます。現行の原子炉等規制法も、廃棄物の管理、処理処分の安全確保について決して十分なものではないというふうに思いますけれども、その不十分さをかえつて拡大する方向にしか行かないのではないかと、発生者責任の原則の放棄ということも含めて、あると思つております。特に今度の法改正の中に出ております廃棄事業者の事業というところでございますが、埋設というものが言われております。埋設と管理という二つの事業が、これはそういうふうには法律案の中には出ておりませんけれども、低レベル及び高レベルという大枠の区分の中に該当するものとして言われているわけであります。

さて、その廃棄の事業の埋設でありますけれども、五十一条の二では、「埋設の方法による最終的

な処分」というふうになつておりまして、これはいわば埋めつ放しの処分といひますか、埋め捨て処分といひますか、そういうような技術でございす。しかしこのような処分は、技術的にも科学的にも十分にその安全性が保障されているとは決して言えない処分でありまして、先ほども触れましてけれども、地下水汚染などをたらす可能性が大いにあると思ひます。特にアメリカ等の例を見ましても、かつて非常に大きな埋設が行われて、埋設体が破損し、環境中に放射能が漏れていたという経験が少なからずあるわけでありす。アメリカでは、六方所の低レベル廃棄物の埋設施設のうち三方所はそういう形で閉鎖されたという経験もあるわけす。イギリスでも漏えいのトラブルを聞いております。

アメリカでは、先ほど石橋参考人が言われまして、そういう経験に基づいて一九八〇年の低レベル廃棄物法及び八二年の国家廃棄物政策法というものができて、ある程度長期的な国家的な政策と責任主体の明確化、あるいは住民の拒否権を含めた手続上の問題等を踏まえて具体的な管理の目標、基準等を定めていったということがあります。アメリカのやり方も必ずしも十分とは言ひ切れませんが、そういうことを踏まえずにいさなり最終的な処分としての埋設というものが出来た。しかも、実際どういう安全な埋設が可能なのかという中身が、先ほども出ましたけれども、政令や総理府令にほとんどゆだねられていて、しかもそれがまだ全貌が明らかではないというところの中に、大きな問題があるような気がします。

特に私たちが埋設ということに疑問を持つのは、これはそれを限りの処分でありまして、回収可能な処分の仕方ではないからであります。こういう処分は基本的に低レベル廃棄物であろうと問題であることは、今かなり多くの科学者が世界的にも言っていることだと思ひます。特に、低レベル廃棄物といひましても、ドラム缶の中にはいろいろな種類の放射性廃棄物を含む可能性

があるわけす。その一つ一つが必ずしも外からチェックできない。例えば、ニッケル63という半減期が百年ぐらいの放射性物質が原子炉等では腐食生成物としてかなり発生しますけれども、これはガンマ線を出しませんので外からはなかなかはかりづらい。しかし、漏れ出て人体等に入れば非常に有害性を持った放射能で、トリチウムとか炭素14とかいうような放射性物質についても同様のことが言えると思ひます。そういうことも含めまして、実際の実施段階になるとかなりさまざまな埋設が行われる可能性が強く、そのことをとめ立てする有効な手段がなかなかないというのが現状だと思ひます。

それから、実際に法案の条項を見ましても、廃棄物の埋設に関しては極めて簡単な規定しかありません。最初埋設物と埋設施設の認可行為だけであつて、施設の設計及び工事の認可であるとか使用前の検査であるとか、それから一般に原子力施設では通例となつておる定期検査とか、そういうことがこの埋設に関しては一切条項の中に規定がない。つまり、まさに埋めつ放しでいいという、埋め捨ての簡便化という精神が法律の条項の中にも非常に見え見えでありまして、これは極めて大きな問題であると思ひます。

もう一つの管理の事業の方でございすけれども、これは高レベル廃棄物並びに科学技術庁等の説明では超ウラン元素、TRUも一応この中に入つて見えますが、この保管の事業の規定について見てみますと、これは高レベル廃棄物を主として対象としておりますから、さすがに使用前検査や定期検査等がありますけれども、肝心の管理されるべき物体、これは直接的には、一番端のには高レベル廃棄物のガラス固化体、これは国内でつくられるものも海外返還廃棄物も、その両者を含むと思ひますが、このガラス固化体の健全性といひますか、キャニスターの健全性といひますか、高レベル廃棄物の安全確保の非常に重要なポイントだと思ひますけれども、この内容物の健全性をチェックする条項は一切ない、施設の安全に関

する条項だけはないというのは、私は非常に意外に思つたぐらいに、驚くべき法律のつくり方だといふ感じが禁じ得ません。

それからもう一つ、これはあえて言うべきことかどうかということもありますけれども、指摘しておきたいのは、平和利用条項ということが具体的にいつておられます。廃棄物だから平和利用は関係ないじゃないかといふことがありますが、高レベル廃棄物の中にはプルトニウム等核物質を当然含んでくる可能性があるので、具体的に平和利用条項を入れて平和利用を担保とするようなことがないと、将来に禍根を残すことになるという気がいたします。

以上含めまして、今度の法改正は内容的にも極めて問題がありますし、具体的に言いますと、青森県で現在進行していることを法的に後追いつけるという印象を否めません。しかも、先ほどから集中的に廃棄物を管理する体制をこの法律でつくるんだと言つておられますけれども、法律の条項のどこを見ても、一業者といひますか、先ほどからお話に出ております原燃二社に廃棄物の業務を限るという条項はどこにもないわけで、幾らでも多くの業者が生まれてくる可能性がある法律になつておりますので、そういう点も非常に大きな問題があると思ひます。

時間がありませんので、これで終わります。○小澤(克)委員 貴重な御意見をどうもありがとうございます。終わります。

○大久保委員長 遠藤和良君。

○遠藤委員 本日は、皆様大変忙しいところ当委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

普通、参考人質疑は皆様の御意見を最初にお伺いした後、私どもが質問させていただくのが慣例でございますけれども、本日は時間の関係でそれがありませんでしたので、私の方から最初に皆様に要点を絞りましたお伺いしたいと思います。特に本法案全体の問題ではなくて、今法案の

中でも廃棄事業者を創設するというこの一点につきまして、いろいろ議論が当委員会でも分かれているところでございす。廃棄事業者を創設することは安全確保責任がより一層明確になるのだからと見る意見、それから発生者の責任逃れになるのだからと見る意見、この二つの意見が今対立しているわけでございますけれども、皆様方は、廃棄事業者を創設するといふこの一点につきまして、これを是とするか非とするか、また、その主な理由をごく簡単に示し願ひたいと思ひます。全員の方にお願ひします。

○北村参考人 先ほど実は申し上げたのでありますが、廃棄事業について責任を明確にする、もしそれが法律なかりせば、今の原燃二社必ずしも責任が明確でないわけでありまして、その辺をはつきりさせた上で規制していくということで、私は結構だと思ひます。

○野澤参考人 お答え申し上げます。

各電力の廃棄物を集中して処理処分する場合に、技術的にも経済的にもしつかりした、十分責任のとれる専門の廃棄事業者が一貫して安全管理の責任を担うことがより適切だと考えておる次第でございます。廃棄事業者に適正な費用を支払うことはもちろん、原燃二社の事業の実施期間中健全に事業を実施できるよう、資金面を初め全面的な支援を行つてまいる所存でございます。

○野村参考人 野村でございます。

今回の法律に当たりまして安全性の確保、技術面その他につきましても確実に、しかも細かく規定をされるというふうな承つておりますので、私ども事業者といたしましてはこれを確実に実行いたしましたして実施に移す所存でございますので、今回の法律については賛成をいたします。

○大垣参考人 私は、今度の廃棄事業のうちの低レベル放射性廃棄物の方の扱い、すなわち埋設の事業にかかわる者でございますが、その立場で申し上げます。

もしもこういつた統一した廃棄事業者がない場合に比べますと、国の方でいろいろの基準を定め

まして各社がそれぞれこの処理に当たるということになるわけですが、私の会社で一括して責任を持ってこれに当たるといことは国の監督も十分行き届くと思ひますし、私も事業の能力としても、現在の体制でありますならば十分御期待に沿ひ得るものと思ひておりますので、ぜひ必要だと考えております。

○石橋参考人 申し上げます。

廃棄物の処理処分を含めまして、原子力の安全に関する基準は年々厳しくなっています。また、それに伴ひまして、その費用も高額化しているというのが内外の趨勢でございます。そういったと、廃棄物を一たん廃棄業者に譲渡すると、そのときに、はつきりはわかりませんが、相当程度明確な料金が決まって支払われる。しかし、先ほどのお話にもありますように廃棄物は何十年、何百年と存在して、また、それも管理したりしなくてはならないわけです。その間、廃棄物の処理処分の費用が膨大に上がってくる。そういったしますと、どうしても廃棄業者はその費用を軽減しなければならぬ。そうでないと民間の会社というものは倒産してしまうわけです。したがって、そこに安全の問題が出てきようかと思ひます。そういう観点から、私としては、廃棄事業あるいは廃棄業者の新設については現時点では賛成いたしかねます。

○高木参考人 お答えいたします。先ほど申し上げなかつた点についてだけ申し上げます。

それは、今の発生者責任の問題に尽きると思ひます。そもそも現在の法体系の中では、原子力発電所を最初に許可する段階で、廃棄物の発生のもその問題について一切問われない仕組みになつております。一応廃棄物問題は切り離して、別途、例えば安全審査を受けるということになつておりますけれども、これは非常に問題があるというふうに私は思つております。

そもそも原子力が発電の形態として望ましいものであるかどうかということは、発生した放射性廃棄物の性格、性質、さらにその安全な処理処分

ができるかどうかということのめどまで検討した上で言えるべきことであつて、そこを切り離して、とにかく発電は認めて、その後で発生した廃棄物についてはまた後段考えるというやり方自身の問題があると思ひます。したがって、この方向を直すべく現在の法改正がなされるのであるならば妥当だと思ふところでありまして、逆に一層電力会社の発生責任をあいまい化する方向で今度の法改正がなされるということは、到底容認できないことであるというふうに考えるわけでは

発生者の責任というのは、単に道義的あるいは経済的な責任ということではなくて、そもそも処理処分し得ないような廃棄物は発生しないことであるとか、なるべく処理処分のしやすいような形態に発生し、廃棄物をおさめるように努力をすることというようなことを発生者が行うことを含んでいると思ひます。ところが今度の法律では、そのところが全部問われないままですから、例えば具体的な問題として、今西欧等々で盛んに議論が起つていてあるところでありまして、核燃料サイクルの選択の中で再処理が行い得ない選択の方が廃棄物の発生にとつて好ましいという判断がなされれば、それはやめるべきであるというところと言えらると思ひます。そういう方向で世界にも多くの議論があるところでありまして、そういう選択の検討の責任も電力会社は廃棄物の発生責任というところからなされてはならないことだと思ひますけれども、そういうことが一切なされなくなるといふことは大きな問題だと思ひます。

しかも、先ほど石橋参考人の方から話がありましたように、廃棄物の事業だけを取り出して、これを事業としていわば商行為としてしまふということは、経済的な制約がそこに大きく出てまいりますから、先ほど言ひましたような十全な対策ができるかどうかということに大きな疑問が生じます。こういう意味で、私は今度の発生者責任の原則を外してしまうことには反対であります。

○中島参考人 中島でございます。時間がないうですから簡単に。

率直に申しまして、もし電力会社がどうしても廃棄事業を独立させなければならぬということ、今度の法律をおつくりになつたとすれば、公益企業である電力会社に原子力発電を任していることが間違ひであるということをおし申し上げざるを得ないのです。これは高木さんともちよつと意見が違ひますけれども、もう既に廃棄物は発生してしまつてゐる。国民の安全のためにいかに安全を確保するかということ、国が責任を持たなければならぬ問題であるということは明白だと私は思つてゐるのです。しかし、それは電力会社の意思を許すということではないと思つておりまして、私は今度の改正案を眺めまして、残念ながらそういうことは期待できないからこの法律には賛成できない、そう申し上げたいと思ひます。

○遠藤委員 具体的に幾つか伺ひますが、日本原燃産業株式会社の社長さんにお尋ねしますが、既に原燃産業株式会社は青森県六ヶ所村でいわゆる廃棄事業を行うことを目的として、立地調査あるいは建設用地の取得あるいは施設の建設準備等を行つてゐると私は推測するわけでございますが、これはどういう法的根拠のもとに行つてゐるのでしょうか。今この法律をまさに審議をしてゐるわけでございますが、廃棄業者として認可がないわけでございますが、既に行つておるわけですね。これはどういう法的根拠のもとに行つてゐるのでしょうか。

○大垣参考人 現在いろいろと立地を進めておりますのは、電気事業連合会といたしまして今後集中的に廃棄の事業所を六ヶ所村に設けようということが決められて、その目的のために電力が中心になつて設立した会社であります。したがひまして、その目的に沿うために立地の業務を進めるといふことでございまして、具体的に安全に關しまつた基準その他についての決定は、御指摘のようにまだございせん。しかし、立地を進めるといふことに伴ひますいろいろの、土地の取得とか、

あるいは大前提になります地元地域の方々の御理解を得るというような問題につきましては、商法に基づいて設立いたしました株式会社といたしましては、それを進めることは当然のことであらうかと考えております。

○遠藤委員 もう一点、社長さんにお伺ひいたしますけれども、廃棄物の処理というのには長い間責任を持たなくてはならないわけでございますね。ある意味では未来永劫にわたつて責任を持たなければならぬ。その責任というものをどのように負ひ切るものかという点が一つございまして。

もう一つは、損害賠償能力のことでございますけれども、もし大きな事故等がございまして、損害賠償能力を超える損害賠償責任が貴社に発生した場合、これはどういうふうな手段をなさるか、これを確認しておきたいわけでございます。と申しますのは、いわゆる廃棄物の発生者である電力会社が廃棄業者に対して適切な支援を行うということをおつてゐるわけでございますが、今度の法律案の条文には全くなひわけでございますね。この辺を会社の責任者としてはどのように考えていらつしやるのか、お聞きしておきたいと思ひます。

○大垣参考人 事業の今後の長期にわたる存立に關する第一の御質問に對しまして、これは先ほど来電気事業連合会の方からも申し上げましたように、電気事業、日本の九電力と原子力発電会社が原子力発電を続ける限りは、運転に伴ひまして低レベルの廃棄物が発生するわけでございますので、その廃棄物の事業のために当社が必要といふことで進んでおるわけでございますから、したがひまして、電力事業者は当社をみずから会社の存立と同じ時期まで存立し続けるようにこれを支援する必要があるわけ、また、それを明瞭に表明をいたしておるわけでございます。したがひまして、現在の当社の人員構成あるいは資本の問題等につきましても十分これに見合うようなことが行われつづいてございまして、また、料金の問題がございまして、これにつきましても、事業が成り

立つように設定をしていくということについては十分期待ができると考えております。

なお、安全の問題についてでございますが……(遠藤委員「損害賠償」と呼ぶ)損害賠償の問題でございますね。これは原賠法の適用を受けることになりまして、原賠法の規定に従った賠償責任を負うのは当然でございます。御質問のこれを上回ったときはどうだという問題につきましても、現在の原子力発電に關します電力事業者が原賠法の規定を超えるような損害が出たときはどうだということと同じような問題かと思ひますが、この場合は当然電力事業者が当社を支援するということになると思ひております。

○遠藤委員 ちよつと納得のいかない面もあるわけでございますが、適切な支援を行うというのは電力会社との約束ではあると思ひますけれども、支援が行われないうちに、失礼な話で大変恐縮でございますが、倒産してしまつたというような事態があつた場合どうするのかわかりませんが、国民の側から言へば大変重大な問題であるわけでございますね。ですから、この辺をはつきりお示しを願ひたいな、こういうことでお尋ねをしたわけでございます。最終的には国会で議決をして国が責任を持つという道も残されているわけでございますけれども、やはり第一義的には電力会社の皆さんがどういふふうな責任体制でこの廃棄事業者を守つていくのか、どの辺の担保ができておるのか、約束ができておるのかということを少し明確にしたいと思ひます、こういうことで質問をしたわけでございます。

時間がございますので、もう一つ知事さんにお伺ひしたいわけでございますけれども、一つは、住民の立場に立つた知事さんとして、やはり住民の皆さんのための安全性確保というものを県としてきちつとした体制を整えていく必要があるのではないかな。もう一点は、住民の皆さんの合意というものをどういふふうにとつていかれる御計画なのか。その辺の二点について、ちよつとお考えを承りたいと思ひます。

○北村参考人 先ほど来申し上げてまいりました

が、この事業に協力する、受諾するにつきましても、やはり何よりも安全性だと考えております。その確保を図つていく上にどういふ体制を検討しているかというお尋ねであります。これにつきましては、この地域は御承知のむつ小川原開発地域の中でありまして、開発事業の一環としてこれを取り上げていく、こういうことであります。その開発事業の開発計画があるわけでありまして、この事業を受諾するに当たつてその開発基本計画の一部手直しを加えているわけでありまして、その中でたゞいまお尋ねのありました今後における安全確保についての考え方を実はうたつておるわけであります。「関係市町村と協力し、国の指導と支援を得、住民の安全と健康を保持するため、環境監視計画を策定し、観測設備を整備し、地域住民参加のもとに、環境放射監視あるいは評価のための組織を設置する等によつて監視体制の確立を図る」、こういうことであります。

考え方はそういうことで、極めて抽象的に今申し上げたのでありますが、具体的に、この考え方、この計画に基づいて六十年度から現地の監視、燃料サイクル施設環境放射能総合調査ということで、国の指導を得ながら調査事業に既に着手してゐることであります。その結果を踏まえながら今後の体制づくりにも努力してまいりたい、こう考えておるところであります。

もう一つの、住民の理解、同意、これをどうやって求めていくか、極めて肝心なところであるうかと思ひます。今もつてこの事業について大変な疑義、疑問、疑念、不安、何となしの不安というのが大部分のことでありますが、具体的に論理的にかくかくのことに基づいてという不安よりは、むしろ、いろいろな話があるものではないかと、それに何となく不安というものが、圧倒的にあるわけでありまして、これをいかにしてなくしていくか、解消していくかということが行政に課せられた最大の課題ではなからうかというふうに思つております。自分だけが安全性はいけ

るだろうと感じてみても、住民にそのとおり納得していただければ問題は大きく残るわけでありまして、これについては国にもお願いするし、県自体も理解を得るための努力、みずから説明会、研修会を開くことももちろんであります。が、マスコミ等も通してこのことに向けてのいろいろな努力を今後惜しまないつもりであります。

○遠藤委員 最後に二問でございますが、日弁連の石橋さん、先般アメリカに行かれてきてアメリカのいわゆるサイクル基地の現状を調査された報告を聞いておられますけれども、今サイクル基地というものが将来どういふふうになるのかというのは日本にとつても大変関心があるわけでございますが、原子力発電所の最大の先端国であるアメリカではどのような感じになつておるわけですか。ちよつと簡単に教えてください。

○石橋参考人 お答えいたします。

アメリカでは、先ほど申し上げましたように高速増殖炉、これはクリンチリバーの高速増殖炉ですが、これが八割方できていたのに政府の決定で建設を断念した。これは大きな転換点となつております。それから核廃棄物もそうですが、再処理その他につきましても、プルトニウムがなくなる、こういう事態も発生して、そこからやはり国家の安全にかかわる問題である、こういうことから御承知のとおりカーター政権が原子力というもののついて否定的な政策を打ち出された。しかしその後レーガン政権になりまして、はつきりした年月日は忘れましたが、レーガン大統領の原子力政策に関する声明が出されております。この声明によつて、アメリカは原子力については抑制しないんだ、こういうふうなことでございますけれども、一方においては小さな政府というのを目指しておりますので、民間でやるのは制限しない、こういうふうなことでございます。

そのような流れから、民間の原子力発電所の建設あるいは計画というものが、安全に對して非常にお金がかかるようになっておりますので、断念したり建設を中止したりということが相次いでお

ります。全体的には軍事面を除きまして民間の原子力事業は下火になつてゐる、あるいは、一般の市民のこの原子力というものの對する素朴な感情といひますか、それも懐疑的になつておるといふ方向にあるのではないかと、いふふうには私に受け止めてまいりました。

以上です。

○遠藤委員 大変ありがとうございます。

○大久保委員長 小川泰君。

○小川(泰)委員 参考人の皆様方、きょうは大変お忙しいところ御苦労さまでございます。今までの委員との間のやりとりでほとんど重要なポイントが浮き彫りにされております。そういう中で、再質問のようないふところにかゝるかもしれませんが、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

第一点は、先ほど来質問者の間で、今度の法律案とのかかわり合ひでポイントの焦点と、今度の法律案とは、電気事業連合会と新しく仕事をなさうという原燃二社とのかかわり合ひと、もう一つは各電力会社が既に発電を行い、廃棄物が出ておるといふかわり合ひ、この三つがどうこれから皆さんの納得の上でうまい方向へ処理されていくかというところに今度の焦点があるように私は思ふのです。そのさばき方について、一つの安全というものを前提にしてできるだけセーフティガードというものを漏れないように進めていく、こういう角度から幾つかの法案ができておると思ふのです。

そこで、このできていくまでの過程はわかりました。そういう前提で電事連の野澤さんにちよつとお伺ひしたいのですが、仮にできていきますね、オーケーと言つて走つていきます。そうすると、発生者である電力会社と二つの事業者とが存在していく、さらにこれが管理をしていく、こういうプロセスの中で、今これからつくろうという段階における三者のかかわり合ひといふものと、現実には走つていった場合の三者のかかわり合ひといふものはどんなふうに変化していくのかなど、私はさつきから伺つておつて、そこら辺が明確に

なれば、賠償責任とか支払いの体力がどうかといったふうな話が明確に出てくるのではないかなという気がいたしますので、その辺のかかり合いをひとつ、流れて結構ですからお答えいただきたいと思います。

○野澤参考人 お答え申し上げます。

各電力会社を代表しまして電事連がこの原燃サイクルの確立の当事者として進めてきたわけでございまして、これからはそれぞれの独立の事業者として両者が責任を持って経営を進めていくよう支援していきたいと思っております。そのほかの金銭的な面あるいは経理的な面、技術的な面は先ほど来申し上げましたように全面的に支援する所存でございます。

○小川(泰)委員 これ以上お話を伺っても、これから走っていつてみないと、具体的にはいろいろ出てくるので難しい点があるだろうと思っております。ざっくり言いますと、今各原子力発電所にいわゆるドラム缶に積まれておりますね、このポリウム、それからそれを受けようとする会社の、例えば六ヶ所村の今の面積とかキャパシティ、ポリウムというものがあつた程度明示されておりますので、そこら辺の關係がどうも私どもはつきり浮かんてくるような浮かんてこないような感じがするので、大体今の電力の需給状況によつても原子力の稼働状況によつても、廃棄物の量も違つてまいりましょう。さらにはその廃棄物をできるだけコンパクトに処理しようという技術もこれから開発されていくことでしょう。したがつて、量も今時点とは大分違つてくる。幾つか不確定要素が実はあるのですが、今やろうとする事業計画は大体どのくらいまで見て計画されておりますか。

○大垣参考人 お答えいたします。

これまで公にいたしておりましたように、当社の六ヶ所村におきます施設は、各社の発生する二百リッターのドラム缶の低レベルの廃棄物が年間約五万本発生するといひまして、これを約二十年間、すなわち百万本収容する施設を当面建設するというところで具体的に検討をいたしております。

が、あわせましてさらに超長期にわたります今後の廃棄物の増加その他を考へまして、三百万本収容できるような用地をこの際確保しておこうというところでスタートいたしまして、現に用地の方もそのようなことを前提にして進めておるわけでございます。

○小川(泰)委員 今度はずっと話を交へまして、北村知事さんの方にお伺いを申し上げます。北村知事さんの方にいろいろお伺いから、随分北村知事さんに原子力というかわり合ひで御苦労願つておるな、例えば原子力船「むつ」の問題のときとか今度の問題とか、一つ一つの案件にそれぞれ特徴があつて御苦労も違ふかなというふうに思つております。

先ほどお話があつたようですが、私も国という立場としても、地方自治体の長である知事さんに地方住民との接点ができるだけうまくいくように、それから事ができるだけうまくいくように大いに支持していかねばならぬ、こういうつもりで幾つかの問題にかかわつてまいりました。そういう観点から、ざっくり言つてももう少し突つ込んで国の方でこういうことをしてくれとありがたいなとか、実際やつてみてこの辺はもつと手を差し伸べてくれたらどうかというふうなことがありましたら、この際お聞かせいただくと大変参考になると思ひますので、お願いしたいと思います。

○北村参考人 お答えいたします。

当面お願いしたいのは、やはり住民に不安を抱かせないよう安全性のPR等、理解をしてもうかうように国の方でも力を入れていただくというところが一つございまして。同時に、最初から申し上げてきておるのでありますが、経済關係が中心になるかもしれないけれども、地元とのつながりも深めて共存共榮していきけるような国としての措置、交付金等が考えられるわけでありまして、単に電源三法に準ずる交付金といったようなことだけににとどまることなく、地元雇用、地元発注、地元参画、こういった面で地域と密接につながりを

持たせていく、地域住民が喜ぶようなことにしていただきたい。安全性に不安を抱かせないようになら、地域振興をあらゆる角度から考へていただくということでありまして。

今申し上げましたほかに、関連の作業、事業所を近所に持つてくるとか、研究所、試験場を持つてくる、あるいは学校、文化面の施設を国の力あるいは国の指導によつて事業者等と携へながら、現地にその面——その面というのは教育、文化等の面にまで潤いを与えてくれるような施策を考へていただきたい。このサイクル事業が進むことによつて地域全体として住民の生活が引き上げられる、こういうことを願つてやまないわけでありまして。ぜひ国の方でそういう御配慮をしていただきたいということを申し上げます。

○小川(泰)委員 御苦労のほどお察し申し上げます。

知事のお話の中にも幾つかありましたように、もちろん国の方としてやるものは手だてを尽くすべきでありまして、これからあそこ事業を営もうとなさる原燃二社の方も、今の知事のお話にこたへられるような体制を相当考へていくということが大事だと思つておりますので、その辺についてもし何か今こんなものもあるよというふうな構想でも言えるなら、お答えいただくとありがたいと思つております。

○大垣参考人 お答えいたします。

私の会社のことが中心になります。まだ決めたことではございせんけれども、安全に對しましては申すまでもなく十二分に配慮し、また、これを確保しなければ事業の存立が危うくなるわけでございますので、これは最大限の努力をするつもりでございます。会社の運営に当たりまして、組織をつくれれば成果が上がるというものでもございせんが、現在私の会社は六部制で、本社六部と現地の建設準備事務所という体制で進んでおりますが、準備工事から本格着工というふうに進んでまいりましたならば、安全の観点をさらに強化するという意味で安全管理部というものをつくつ

ていきたいというふうに考へております。そんなことをやつたつて何にもならぬというおしかりがあるかも知れませんが、安全に對します私の現在の氣構え、構え方がわかつていただければ一助になればと思ひましてあえて職制のことなど申し上げますが、そんなつもりでおります。

○小川(泰)委員 原燃サーピスさんの方は何かございましてか。

○野村参考人 お答え申し上げます。安全面については手前ども大垣社長と同じ方針で、確保には万全を期してまいる所存でございます。また、知事さんの言われました地元の振興に寄与する共同体ということで私も現地に事業を展開して進めてまいりたいというふうな考へておりますので、細部についてたゞいまこで申し上げるほど煮詰まつてはおりませんが、県御当局と十分お打ち合わせをさせていただいて、私どものできるだけのことをさせていただきたいと思つておるところでございます。

○小川(泰)委員 時間が早いですが、私の質問をこれで終わります。

○大久保委員長 山原健二郎君。

○山原委員 参考人の皆さん、本日に御苦労さまです。共産党の山原でございます。私の持ち時間が少ないものですから、せつかくお見えくださつたのに質問できない多くの参考人の方が出ると思ひますが、御容赦いただきたいと思ひます。

中島先生にお伺いしたいのですが、この法案の審議に当たりまして我々が一番困つておること、この法案の安全確保にかかわる根幹の部分、政令にゆだねられるということでございます。また、その出てくるものがどういふ数値が出てくるか全くわからないということ。同時に、安全委員会が検討中だということ、その安全委員会の検討の数値も見当がつかないという状態の中でこの審議が行われておりまして、しばしばそれで一定の混乱をしておるといふのが現状でございますが、この点に關しまして原子力の専門家はどのようなふうにお考へになるのか、この点について最初

に御意見を承りたいのです。

○中島参考人 簡単にお答えいたします。

ただいま御質問のあった事項というのは、私、原子力研究所に三十七年間勤めておる間じゅう疑問に思っていたことで、しかし私は法律の専門家でありませんので、日本の法律というのはそういうつくり方をしておるのだと思っておりますけれども、原子力科学者の立場からいいますと、一番肝心なことが法律には書いてないわけでありまして、今度の改正案は実は隅から隅まで読んで、例えれば非常にいろいろ論争になっておる低レベル廃棄物のいわゆる区分境界値というのはどういふものかというところは数値では与えられていない。あるいはそれをどう考えるかという考え方も明示されてないし、その基準も明確でない。これでは科学者にとっては、これは審議に意見を出せと言われても全く――まずこの辺をちゃんとやっていた方がいいというのを申し上げたい。これは日本の法律をつくる国会の長い間の伝統でもありまして、これは言いかえれば、行政がいわば好きなようにできる可能性があるわけでありまして、政令はおろか、あるいは最も重要なものが告示というふうなものになってしまうわけですね。これで実際の国民の安全にかかわってくるのは、実はその告示の数値がどうであるかということが一番問題だと思ふのです。

それで、例は幾らでも挙げられると思ふますが、時間があるから、例えば原子力発電所の敷地境界における法律上の規制値というのは、たしか政令、総理府令でしか、もちろん法律事項ではなくて、事故の場合に、例えば甲状腺に二十五レム、それから全身三百レム以上の被曝、それ以上になるような原子力発電所はつくってはならないというのがあるわけです。しかし、これは法律ではないわけですね。これはまたむしろ、これに高い数字でありまして、もし原子力発電所の敷地境界で二十五レム被曝するような事故が起これば、これは大変なこと、科学者から言え

んでもない数字なんです。それがいまだに全然変わらないうまま残っております。せっかく法律を改正されるというながら、そこは一つもおいじりにならない。

実際原子力委員会は、その非常識な数字でやりになつておるわけじゃなくて、五ミリレムというのを決められておるわけであつておられる。これは皆さん御承知のとおりであります。年間五ミリレムを超えない。ところが、これは原子力発電所だけに限るといふことになりまして、再処理工場には適用されないわけですね。再処理工場では、例えば東海の再処理工場の場合には、そういうある原子力委員会の決めておられます方式に従つて計算をいたしますと、年間で三十二ミリレムになる。そういう数字が出ておるわけですね、安全審査会では、ただ実際は再処理工場は稼働率一〇%そこそこだから、そんなにでないからいいだろうというわけにはいかないもので、やはりそこはきちんとしていなければいけません。私は思うわけです。この五ミリレムを適用するかどうかということが、今度の問題になっておられます青森の再処理工場の、北村知事がいらつしやいますけれども、委任された専門家の御意見を見ても一言も書いてない。これは科学者としては非常に驚くべきことです。

それからもう一つは、同じことですけれども、アメリカの環境政策法なんかでは、法律ですけれども、どうしても抽象的ではありますけれども、三十二ミリレムというふうな数字が出てくる根拠になるクリプトンの放出をやはり野放しにはしない、これははっきりと法律でもって保修を義務づけるというふうなことをやっておる。せめて日本ではそのぐらいのことが明示されたものを、きょうここで呼ばれて御意見を言われれば私は喜んでいろいろなことを申し上げたいのですけれども、抽象的な法律案について意見を述べると言われても甚だ困るというのが私の率直な感想であります。やはり原子力というものは、技術の方を先にして、科学的なことを先にして、それが法律に反映する

ようにどうかしていただきたいというのが私のまづ言いたいことであります。

もう一つは、各国のこの原子力法の規制は国によつてさまざまございまして、多かれ少なかれ私が申し上げたような欠陥を持っておりますけれども、日本ほど数値を厳格している国はちよつとほかにないのではないかとというのが私の感想であります。法律ではありますけれども、フランスは日本に一番似て行政の行政権限の強いところでありまして、そこが昨年つくつた安全規則というのがございまして、この廃棄物処理場に関する安全規則を見ましても、これは書いてあることは抽象的なことが書いてありますけれども、具体的な数字が二つあるわけですね。一つは、三百年という年をはつきり入れております。つまり、国が廃棄物処理場について三百年間責任を負うということとを明示しているわけですね。私は、今度の改正案について、やはりどこかでそれをお入れになる必要があると思う。何百年間は、どこが責任をお負いになるか大議論になると思ふますが、国がやはり責任を負うということを示すべきである。それからもう一つは、TRU化合物の量を明示しております。つまり、これは一番問題なのは、原子力発電所から出る廃棄物の場合であつてもやはり超ウラン元素のキュリー数だけはこれ以下で、トリウム当たりたしか〇・〇一キュリーだつたと思ふますが、これ以下にしなければいけないというふうなことが書いてある。

これは決していい例で申し上げておるのじやなくて、せめてそのぐらいのことを決めなければ規制する法律にはならないということを私は申し上げたいというところで申し上げました。

○山原委員 国会がこういう問題について政令にゆだねる場合がありましても、しかし、これだけ重要な一つの法案のまさに骨幹をなす部分が政令以下にゆだねられるだけでなくて、法律の審議過程においてその数値がわからないというふうなのはほとんどないのですよね。ありまして、政府の責任ある答弁をはつきりさせて法律の採決

が行われる。この法律のように全くその重要部分が欠落したままで審議が進められるというような例は、率直に言つてほとんどありません。しかも、国民の安全に関する問題でそういうことはいけません。

もう一つの問題として、非常に長期にわたる放射性廃棄物の安全確保責任を民間の廃棄業者にゆだねることになっておるという問題があるわけですね。これは諸外国では国有企業形態が多いというふうなことは聞いておるわけですが、こういう問題を含めまして、本改正案が全体的にいろいろ問題を持っております。その点について、各国の例も挙げていただきました。中島先生としてはどういふお考えを持っておるか、伺いたいと思ふます。

もし時間が残つたら、この点非常に綿密な調査をされております石橋先生にもお伺いしたいと思ふのですが、お二人の方にこの点についてお答えいただきたいと思ふます。

○中島参考人 私も外国の例を綿密に調べたわけではございませんけれども、きょうの御議論をいろいろ拝見しておりますが、私が非常に気にしておりますのは、放射性廃棄物は、下北に運び込まれるいわゆるドラム缶に入つておる原子力発電所からの廃棄物だけではないかということでありまして、そのことを一つ端的に申し上げたいと思ふのですが、私のおりました原子力研究所におきまして、これは政府の方針で一万二千五百キロワットという大変小さい電気出力を持ちました動力試験炉、JPRと申しますが、その動力試験炉の解体研究を行つております。これから発生する廃棄物、これは高レベルの廃棄物も一部ござい

ますが、大部分は中、低の廃棄物になるわけでありまして、これは金属にしまして約五万トン、それからコンクリートにして約六万トンというふうに見積もられておるわけでありまして、これは非常に膨大なものでありますから、まさか下北へ運ぶということは私はないだろうと思つておるわけですね。しからばそれはどうするかということ、本

来、今度のこの規制法が改正されるべきであれは、こういう問題は議論をしておかなければいけないことではないかと思うのです。

今は原子力研究所の試験研究段階としての原子炉の解体でありますけれども、既に電事連その他におきまして、原子炉のいわゆる解体というその方針をほぼお決めになって、つまりそれは、日本では敷地が得られないから解体撤去という方針をとるんだ。私はその方針自体に疑問がありませんけれども、もしそれをおとりになるとすれば大量の、原子力研究所の小さい原子炉の例から皆さん御想像いただくことからわかるように、非常に膨大な廃棄物が出てまいります。これは「原子力工業」という雑誌を見ておきますと、非常に安易にと私は思うのですが、この量は多いと思われるかもしれないけれども、埋め立てにする量で考えれば大したことはないんだというようなことを電力会社の技術屋が書いておられる。

こういうことが、僕は国民の不信を招く基本になると思うのです。これは重大です。コンクリートは何でもないだろうということではありませんで、実はトリチウムがあるはずであります。これははかることも困難です。ですから、今度の廃棄物全体についてもそうですけれども、一番はかるのが難しいのは、さつき高木参考人も指摘されましたが、ガンマ線を出すものはかりやすい、しかしベータ線のものであるとか、特にアルファの廃棄物はドラム缶の外からは絶対にはかれないのであります。これはどういうはかり方をしている以下だということをおっしゃるのかということに、私は科学者として大変興味を持っております。ところが、どこへ聞いてもそういうことは全くわからないのですから、意見の出しようがないというのが私の現状でございます。

○山原委員 今後の問題ですね、石橋先生に伺いたいのですが、何しろ三百年、二百年というスタンスで考える場合に、電力会社だって五十年、六十年は維持できるかもしれないが、情勢の変化によってはどういう運命をたどるかわからぬわ

けです。そういつた場合に、しかも埋設されたものは三百年、こうなつてきますと、だれが一体その責任を持つのかということになります。これはどういふふうに考えたいのでしょうか。お考えがあれば、簡単に御説明いただきたいのです。

○石橋参考人 簡単に申し上げます。

私も研究したのはアメリカの事例でございますけれども、アメリカでは、先ほどの一九八〇年の低レベル放射性廃棄物政策法、これによりまして、一九八六年の一月までに州が責任を持って廃棄物の処分場を決定しろ、こういうことになっているのです。州がアメリカにたくさんございまして、同州という概念を持って、幾つかの州が固まってその州で発生する低レベル廃棄物を処分するならば、それでもいい。しかし、自分のところの州だけで廃棄物を処理しても構わぬ。いづれにしろ、州同士で勝手に同盟をつくつてそこで処分するように決定しない、こういうような法律になつております。ところが、州の同盟の協定ができたところもありまして、また、できないところも非常に多々ございます。

私がアメリカに行ったのは去年の十一月でございますけれども、その後あつたという間にその期限の一九八六年の一月が過ぎちゃった。過ぎちゃつたものですから、どうしたらいいかということになつてゐる。現在アメリカでは、低レベルの廃棄物は先ほどのハンフォードほか二つの場所に処分しておるわけですが、そのそれぞれの三つの州の知事がもう持つてきてもらつては困る、法律の期限の一九八六年の一月が切れちゃつたら、もう持つてきてもらつては困るということとを連邦議会に陳情したわけです。その期限切れの扱いについて、同盟州の構想が最終的にまだ決まつておりませんので、その扱いをどうするかということとを連邦議会などで検討中でございます。

それから、高レベルの廃棄物の処分につきましては国でその管理、処分をする、こういうことになつてゐます。その処分場をどこにするかという

ことで、各地でその処分場の選定の作業がなされております。これは、例えばハンフォードでは広大な世界有数の玄武岩層がございまして、非常にきたい層でございまして、これに掘削機を打ち込んで、地下千メートルのところまで幾つも穴を掘つて、そこに実際にキャニスターを入れる。

そのキャニスターも、温度の違うキャニスターなんかを幾つか入れて、岩層とか地盤の研究をしております。そのほか、地下水の流れが横に流れるか縦に流れるか、こういう研究も国を挙げて何年もやつてゐる。それで、一九九八年までに処分の候補地を決定しないということになつてゐますが、その一九九八年までまだまだございまして、高レベル核廃棄物の技術の確立に向けて研究中というふうに承つております。

以上です。

○山原委員 どうもありがとうございました。

○大久保委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ貴重な御意見を述べいただき、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

次回は、来る五月六日火曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十六分散会

昭和六十一年五月十四日印刷

昭和六十一年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K